

まえがき

ソ連邦と東欧諸国において計画・管理制度の改革が開始されてから、すでにかなりの期間が経過した。その間、この改革をめぐって多くの議論がなされたが、議論の焦点になったのは利潤をめぐる問題(企業活動評価基準としての利潤、利潤を財源とする報賞金制度など)であり、利潤との関連で価格形成、投資金融制度、資源有償化策などの側面も取上げられたが、生産手段の流通、つまり資材・機械補給の問題¹⁾は比較的、等閑視されてきた。しかし、国有生産企業にたいする原燃料、資材、機械の供給をどのように組織するかという問題は、ソ連型計画・管理制度の改革にとって第一級の重要性をもつ問題である。

ソ連における経済改革の出発点となったソ連邦共産党中央委員会9月総会(1965年)における報告において、コスイギン首相は資材・機械補給制度の改革についてのべたさい、「ソ連邦閣僚会議資材・機械補給国家委員会」(ゴススナブ)の創設という制度上の改革に加えて、「今後は、資材・機械補給の分野において、製造企業と消費企業との直接的結合を広く発展させなければならない。消費地区の地域補給・販売基地を通じておこなわれる個々の種類の原材料や設備の卸売商業に、漸次的に移行することが必要である。」という注目すべき発言をおこなった²⁾。「原材料や設備の卸売商業」への「移行」という問題については、あとでのべるように、当時のソ連の経済学者の間でしきりに論議されていたが、指導的地位に

1) 訳語について一言すると、この論文で「資材・機械補給」と訳した言葉(материально-техническое снабжение)は、しばしば「物質的・技術的補給(または供給)」と訳されている。しかし、「補給」に「マテリアリヌイ」という形容詞が冠せられるのは「原料、主材料、補助材料、燃料」の補給だからであり、「チエフニーチェスキイ」という形容詞が冠せられるのは、「チエフニカ、つまり機械設備や機械装置」の補給だからだというローグシンの説明(Система экономических наук, 1968, p. 417)によっても明らかのように、「物質的」「技術的」という訳語はあまりに一般的、抽象的にすぎる。しかし、「原料・燃料・材料・機械類」というのもあまりに煩瑣ゆえ、簡略化して「資材・機械補給」とする。

2) 『ソヴェト経済と利潤』、日本評論社、1966年、

ある政治家の公式発言で卸売商業への移行という方針が明示されたのはこれが初めてであった。

ついでその翌年、1966年3月のソ連邦共産党第23回大会において、大会の決定として、「資材・機械補給制度を決定的に改善し、設備、資材、半製品の卸売商業による計画的配分(плановое распределение путем оптовой торговли)に漸次的に移行する準備をする」³⁾という方針がうちだされた。後述するように、「卸売商業による計画的配分」という表現が具体的に何を意味するかについて、後に重大な解釈論争が発生するが、少くとも1965—66年当時には、伝統的な資材・機械補給制度の部分的改善ではなくて根本的変革が、計画・管理制度の改革の重要な一環として展望されていたようと思われる。

以下においては、まず最初に、資材・機械補給の卸売商業への移行という上記の決定にいたるまでの一連の理論的論争と決定後におけるその解釈をめぐる論争をあとづけ、つぎに、1965年以後にソ連の資材・機械補給制度において実際にどのような改革が実施されたかを明らかにし、最後に、東欧諸国において同一の問題がどのように処理されているかを考察することにする。

I ソ連邦における資材・機械補給の改革をめぐる論争

1 ソ連型計画経済における生産手段の流通機構

ソ連の国有生産企業が何をどれだけ生産するかは、上級機関から指示される義務的生産課題によって決定されるということは、周知のとおりである。企業はさらにまた、この生産課題の達成に要する資材や機械をどこからどれだけ受取り、他方、自らの生産した生産物をどこにどれだけ引渡すかということについても、上級機関から指示される。企業における投入と产出および企業相互間における生産手段の流通をこのように中央集権的に決定するために使用されている方法を簡単に要約するとつきのようになる。まず企業は半年以上もまえに、来年必要とする各種生産手段の「割当申請書」(заявка)を上級機

関に提出する。これが管理局、工業省などの中間機関における点検と集計をへて、最終的に中央計画機関の手に集中される。中央機関(ゴスプランとゴススナブ)が、個別生産物ごとに全国的規模の需給調整をおこない(いわゆる「物財バランス」の作成), 工業省やその他の官庁などのいわゆる「割当受領者」(фондодержатели)にたいする各種生産手段の割当を定める(いわゆる「配分計画」 план распределения の作成)。つぎに工業省から管理局などの中間機関をへて、最終的には各企業にたいして、どのような生産手段をどこからどれだけ入手し得るかという「割当通知」(фондовое извещение), および自らの生産した生産物のうち何をどれだけどこに向けて発送すべきかという「出荷命令」(наряд)が送達される。最後に、企業が自分の取引相手として指定された企業との間で、詳細な品目別数量、納期などにかんする契約を結ぶことによって、この手続きは一応、完了する(割当の変更はその後も再三おこなわれる)。出荷命令なしに生産物を発送したり、割当を受けていない生産物や割当以上の量の生産物を入手することは法律によって禁止されている⁴⁾。

資材・機械補給と名づけられているこの特異な生産手段流通制度はソ連経済の歴史と共に古いものようである。ソ連における社会主义建設が内戦と干渉戦による国土の荒廃と全般的物資欠乏の状況下で発足したこと、そして急速な工業化と戦時経済と戦後復興の時代であった1920, 30, 40年代には、重要部門に必要生産手段の供給を確保することが死活の重要性をもったことを考えると、このような中央集権的で現物経済的な割当制度が形成されたのは当然のことであったかもしれない。しかし、ソ連経済の発展につれて、生産手段の中央集権的割当配分制度の欠陥がしだいに露呈することは避けられなかった。まず第1に、資材・機械補給の現行制度は、機構が「龐大」(громоздкость)で「多段階的」(многоступенчатость)で「膨大な文書の往復」(огромный документооборот)と「書類の山」(горы бумаг)を築くという弊害をともなっていることは、現行制度の根本的改革に反対するロークシンでさえみとめている⁵⁾。コルドマソフによると、ソ連邦ゴスプランは最も量要な約2千種類の生産手段(1300が機械設備で700が原材料)を約120の割

4) Э. Локшин, Пути совершенствования материально-технического снабжения, «Вопросы Экономики», No. 2, 1965, p. 41.

5) Э. Локшин, Экономика материально-технического снабжения как экономическая наука (Система

当受領者(工業省や各種官庁や共和国)に配分しているが、そのために作成される物財バランスと配分計画は全70冊、総ページ数1万1500ページの巨大な書物となる⁶⁾。その他にゴススナブの配分する品目はその約10倍(1万数千から2万余)であり、さらにまた、工業省などの割当受領者が傘下の企業への割当作業を実施する必要があることは言うまでもない。資材・機械補給計画の作成と実施の作業に従事している人員が全部でどれほどになるかは不明であるが、ゴススナブの諸機関で働いているものだけで約25万人といわれている⁷⁾。ゴススナブ以外の中央機関(ゴスプランや工業省など)で補給の仕事に従事している人や企業で補給業務を担当している人員は、もちろん、この中には含まれていない。さらにまた、「トルカーチ」と呼ばれる一種独特の補給促進係やこのトルカーチと応接することを仕事としている人員のことはなおさら不明である⁸⁾。また、個別企業レベルでこの制度がどのような事態をひきおこすか示す例をあげると、モスクワのリハチエフ自動車工場が近くのポールペアリング工場から各種のポールペアリングを入手するために作成する割当申請書は、総重量約200キログラムの書類となり、しかもこの書類が全部で14の計画機関や補給・販売機関をつきつきと通過してゆく必要があるといわれている⁹⁾。

第2に資材・機械補給制度のいっそう重要な欠点は、これほど龐大な機構と人員と煩瑣な書類作成作業によって生産手段の配分をおこなっているにもかかわらず、各企業の必要とする資材や機械を適時に供給することに成功しえなかつたことである。ソ連の出版物によると資材補給の「とぎれ」(перебой)や「不揃い」(некомплектность)のために工業企業が「作業停止」(простой)に陥ることが珍しくなく、それが他の関連企業につきつ

Экономических наук, 1968), p. 429.

6) Ю. Колдомасов, Совершенствовать распределение средств производства, «Материально-техническое Снабжение», No. 12, 1967, p. 8.

7) Г. Евстафьев, Об основных направлениях научных исследований в области материально-технического снабжения, «Материально-техническое Снабжение», No. 2, 1968. p. 2.

8) たとえば、レニングラードの「ポジトロン」という企業連合の販売部員が所定の面会日に応接するトルカーチの人数は、他の州から来るものだけで1人1日平均約50人になるといわれている。(Без «толкачей»，《Экономическая Газета》, No. 3, 1971.

9) А. Бирман, Сто миллионов гаек..., «Экономическая Газета», No. 13, 1963.

ぎと波及する「補給の連鎖反応」(снабженческая цепная реакция)¹⁰⁾といわれる現象が存在する。そしてこういう現象は大ていど該資材や部品の絶対的不足よりもむしろ補給上の誤り、つまり在庫の偏在など(たとえばある工場が作業停止に追いこまれる原因となった資材が他の工場には必要以上に退蔵されていること)にもとづいているといわれている。

資材・機械補給制度が円滑に機能しない理由、原因については、これまでソ連の国内でも外国のソ連研究者の間でもいろいろ議論されてきた。ここではこの議論に立入らないが、問題の根本は情報処理能力と処理されるべき情報量との不均衡にあるということだけ指摘しておきたい¹¹⁾。つまり、個々の企業における投入と产出および企業相互間における生産手段の流通を、細目にいたるまで中央集権的に決定するためには、きわめて限られた時間内に膨大な量の情報の伝達・加工が実施されなければならないが、中央計画機関は現在それほど大きな情報処理能力をもっていないのである。

ソ連では以前から再三にわたって資材・機械補給制度の「改善」のためにさまざまな措置が構ぜられてきた。物財バランスと配分計画を精密化するとか、資材支出ノルマや在庫ノルマをより合理化して、その厳守をよびかけるとか、機構改革によって官僚主義と繩張主義を除去するよう努めるとか、あまり重要でない生産手段の配分を分権化するとかいうのがそれである。しかし、資材・機械補給制度を「改善」しようとする試みは、あらゆる重要生産手段の中央集権的割当配分方式のいっそうの強化と詳細化にはかならないから、事実上、前記の情報処理上の矛盾を強める結果に陥らざるを得なかった。

資材・機械補給制度の「改善」ではなくて、資材・機械の中央集権的な割当配分制度そのものを何か別の制度におきかえること、資材・機械補給から卸売商業へ移行することを、ソ連の一部の経済学者が主張するようになった歴史的背景は、およそ以上のようなものであった。

2 補給・商業論争

資材・機械の中央集権的割当配分制度を廃止すべきだという意見が、いつ、だれによって最初にのべられたのかは、不明である。しかし、この意見が広汎な読者を対象とする出版物紙上に公然と現われたのは、1962年9月21日『プラウダ』のネムチノフの論文¹²⁾が、恐らく

10) Система экономических наук, p. 426.

11) この点の詳細は拙稿「社会主义経済にかんする若干の新しい概念と接近方法について」、『経済研究』1966年1月号を参照。

最初である。それはリーベルマンの有名な論文(1962年9月9日の『プラウダ』)の直後のことであった。そこでネムチノフは、資材・機械の現物經濟的割当配分制度が「国民經濟有機体の新陳代謝の病氣」をひきおこしていく、各種資材の慢性的不足状態はこの新陳代謝の機能障害のあらわれであり、「資材補給を国営商業の軌道に移す」ことで、この機能障害を速かに解消するべきだと主張した。

翌1963年3月、A. ピルマンは『エコノミーチェスカヤ・ガゼータ』誌上で、同様の趣旨の主張をいっそう詳細にのべた¹³⁾。タービンからナフタリンにいたる膨大な種類の生産物の配分を個別生産物ごとに中央機関の手で処理しようとすること自体が誤りであり、今や「180度の転換」が必要である。価格体系の改善、有効な報賞金と罰金の制定、融資条件の操作などの経済的てこによる企業活動の規制によって、重要部門の発展テンポと釣合の計画的規制は可能であり、細かい現物指標は企業間の契約に委ね、企業は必要な生産手段を卸売商業の方式で、「割当も出荷命令もなく、ごく普通に貨幣とひきかえに(просто так за деньги)」入手するように改めるべきである。過去の全般的物資不足時代にやむをえず実施された割当制度を、「社会主义の美德」と考え、たとえばコンピュータの利用などで、この制度を改善し永久化しようとするのは、鉄道電化の時代に蒸気機関車の改善をはかるような時代錯誤だとピルマンは主張した。

ネムチノフとピルマンはこのように資材・機械補給の抜本的改革の提唱者となり、1964—65年の論争の中心人物となった。

1964年には資材・機械補給の存廃をめぐる論争が種々の形で展開された。まず第1に、ネムチノフの有名な論文「社会主义的経済運営と生産の計画化」(『コムニスト』1964年、第5号)¹⁴⁾をめぐる論争において、資材・機械補給の改革がひとつの重要な論点となった。ネムチノフは資源の合理的配分と最適利用が価格体系の合理化なしにはありえないこと、従来の割当配分制度は生産手段を「直接的生産物交換の対象」のようにみなし、価格

12) В. Немчинов, Плановое задание и материальное стимулирование, «Правда», 21 сентября 1962. ネムチノフはそれより2年まえに『経済学の諸問題』誌上で、「資材補給を国営商業つまり割当なしの販売の軌道に漸次的に移行させること」を主張していた。(В. Немчинов, Стоимость и цена при социализме, «Вопросы Экономики», No. 12, 1960.)

13) 前掲、注9)を参照。

14) 『ソヴェト経済と利潤』、日本評論社、p. 198~246を参照。

と無関係に一種の「配給切符制度」によって生産手段を配分しようとするものであるが、これは根本的に誤った考え方であり、生産手段を等価交換される商品とみなし、国営卸売商業の対象とみなすべきであると主張した。これにたいして、ララヤンツ、ファソリャク、シモノヴィッチ、ロークシンらは、従来の補給制度の改善の必要は認めたが、各種の生産手段の供給があらゆる需要をみたすほど豊富でない現状において、割当配分を全面的に廃止することはできないと主張した。

同年2月から5月にかけて、『エコノミーチェスカヤ・ガゼータ』と『リテラトゥールナヤ・ガゼータ』との間で、資材・機械補給の問題をめぐって、極めて異例ともいべき激しい応酬がおこなわれた。ことのおこりは、1963年第46号の『エコノミーチェスカヤ・ガゼータ』に掲載されたロシア共和国閣僚会議附属国家調停委員会の高官、タルムードの論文(「封公たち」)であった。タルムードは、正式の割当によって入手したものでない原材料(豚毛、獸骨など)を用いて計画超過生産した生産物(ブラシ、にかわなど)を、正式の出荷命令をまたずに、あるいは出荷命令の発行を申請することさえせずに同一のソヴナルホーズに所属している他企業に引渡して、そのことが発覚して罰金をとられた例(スタヴロボリのガラス工場、モスクワの精肉コンビナートなど)をあげて彼らを「封公たち」と皮肉り、彼らの「地域主義」を批判したのである。これにたいして『リテラトゥールナヤ・ガゼータ』(1964年2月18日)はタルムードの論文に明示的に言及することなしに、暗にそれを批判したルボルタージュ風のよみもの(フェリエトン)を掲載した。罰金を課せられた前記の企業長たちは、いったいどんな罪を犯したのか。戦略的重要な物資というわけでもない豚毛や獸骨でブラシやにかわを自発的に超過生産することが、それほど厳しく取締られなければならないことなのか。彼らは自発的、積極的に行動せずに、何もしないでいた方がよかったのか。出荷命令の発行を申請してそれを待っているうちに、これらの物資が腐敗してしまうのを放置しておく方が正しかったのか。自分は経済学のことはよく知らないが、「どこかおかしくはないか」(フェリエトンの表題)というのが、このフェリエトンの要旨であった。これにたいして、『エコノミーチェスカヤ・ガゼータ』(1964年3月7日)は、資材・機械補給関係の機関に所属している高級職員と法律専門家5人の連名の「編集部あて書翰」を掲載して反撃に立上った。イリーナ(フェリエトンの作者)は「問題のないところに問題を見ている」と彼らは主張した。計画を超過遂行する企業

の創意や積極性を抑圧すべきかどうかが問題になっているのではない。現に計画超過生産でえられた生産物の一定部分を、当該企業の所属するソヴナルホーズの手に委ねる制度も1959年に制定されている。しかし、どういう品物について、どういう比率で、どういう条件がみたされたばあいに、ソヴナルホーズの自由処分に委ねられるかは、すべて詳細に規則で定められている。また、正式の割当をうけていない原材料を使用して何かを生産することは現行規則のもとで許されていない以上、前記の豚毛や獸骨はしかるべきブラシ工場やにかわ工場に発送するべきで、勝手に加工するべきではない。たしかに現在の資材・機械補給制度には改善を要する点が多くあるが、だからといって国家規律の侵犯が許されるわけではない、と彼らは主張した。『リテラトゥールナヤ・ガゼータ』(3月12日)はネムチノフの寄稿を求めて、これに反論した。問題を法律的見地だけから見てはいけないのであって、経済学的見地から見ることが大切だとネムチノフはのべた。現在の資材・機械補給制度は社会主義のものでの生産物は商品でなく、国有企業間の等価交換は不必要だと一般に考えられていた時代の産物であり、今では全く陳腐化し、根本的改善を必要としている。だからイリーナが「問題のないところに問題を見ている」というのは誤りであり、さほど重要でない物資まで中央集権的に配分する現行制度には大いに「問題がある」のであり、国家規律さえ遵守されれば問題はないと考えるのは正しくないとネムチノフは指摘した。

『エコノミーチェスカヤ・ガゼータ』(5月8日)のこれにたいする反撃は極度に激しいものであった。同紙編集部は関連機関(ソ連邦ソヴナルホーズ、ソ連邦ゴスプラン、ソ連邦国家調停委員会、ロシア共和国ソヴナルホーズ、ロシア共和国ゴスプラン)に正式に質問状を発送して入手した回答を掲載した。当然のことながら、これらの回答はいずれも異口同音に、ネムチノフの割当廃止論への不賛成を表明し、現在の資材・機械補給制度に種々の不備欠陥があるとしても、それを理由に所定の手づきを侵犯することは是認できないという趣旨のものであった。これをうけて同紙編集部はイリーナとネムチノフを激しく批判した。彼らの論法を以てすれば、赤信号で停車しなかった運転手が、自分は現在の交通規則に反対であり、改善の時期がきているという意見だと主張することが許されよう。補給制度の改善について、どういう議論を展開するのも自由だが、国家規律を守るべきか守るべきでないかという点については論争の余地はない。問題を法律的にみるか経済学的に見るかというような区

別は、このばあい関係がない。ネムチノフの主張が仮りに実現されたとしたら、それに照応した法律や規則が制定されるだろうが、それはやはり遵守されなければならないはずだ、というのがその要点であった。

こうして論争は並行線をたどって物わかれとなった。この論争では経済学的に興味ある議論は何も展開されていないが、この問題をめぐる当時の社会的状況を知るのには役立つ¹⁵⁾。

同年5月、モスクワのプレハノフ記念国民経済研究所において、「補給か商業か」にかんするシンポジウムが開かれた¹⁶⁾。そこでネムチノフとビルマンは、資材・機械の割当配分制度を廃止すると、計画経済の特徴である重点部門への優先的資材確保ができなくなるという主張を批判し、価格と価値的指標の改善と活用で国民経済の発展テンポと釣合の計画的規制は可能であり、卸売商業による等価交換という形で企業間生産手段流通を組織する方が、現物経済的割当制よりも正常な社会主義的経済運営の形態であり、割当配分方式は過去の特殊な時期(全般的欠乏時代)の所産であり、現在みられる各種資材の不足は計画化の不備欠陥ならびに割当配分の制度自体によって生みだされているのだと主張した。しかし、この主張はシンポジウムの他のすべての参加者から批判された。各種生産手段の供給が必要に比べて不足している現状のもとで、割当配分を廃止するなら、優先度の高い部門に必要生産手段を確保することができなくなり、事実上、計画経済を廃止することになるというロークシンらの意見が大多数の人々に支持された。要するに、A.ビルマンがのちにのべたように¹⁷⁾、資材・機械補給の卸売商業への移行という問題を提起すること自体が、当時はまだ「叛逆的」とみなされていたのである。

従来の資材・機械補給制度の代表的支持者であるロークシンは、1965年初めにネムチノフ、ビルマンにたいする詳細な反論を展開した¹⁸⁾。ロークシンはまづ、スターリンの生産手段非商品説が否認された以上、補給か商業

15) 関連文献は下記のとおりである。Я. Талмуд, Удельные князья, 『Экономическая Газета』, No. 16, 1963, Н. Ильина, Что-то тут не клеится..., 『Литературная Газета』, 18 Февраля 1964, Так что же тут не клеится?, 『Экономическая Газета』, No. 10, 1964, В. Немчинов, А проблема есть!, 『Литературная Газета』, 12 марта 1964, Спора не получилось, 『Экономическая Газета』, No. 19, 1964.

16) Снабжать или торговать ?, 『Экономическая Газета』, No. 26, 1964.

17) А. Бирман, Талант экономиста, 『Новый Мир』, No. 1, 1967, p. 170.

かという問題は一般理論的には解決すみであり、補給も商業の一環であるとのべた(このような言葉の遊戯のような議論が種々の混乱を生みだすことは後で明らかになる)。しかし、消費財の商業と生産財の補給との実上の差異は依然として残る。ロークシンは商業と補給の差異は何かという問題を提起し、補給にはいには「生産手段が計画的配分の方式で、具体的消費者(企業)にまで送りとどけられるのにたいして、商業のはいには、この計画的配分の方式で商品が送りとどけられるのは卸売商業のままであって、最終段階つまり小売商業においては、商品が任意の消費者に、事实上いっさいの制限なしに、つまり自由商業の方式で買売される」という点に両者の基本的差異があるとし、「したがって、『補給か商業か』という論争は、主要生産手段の流通の分野において、割当と出荷命令が必要か、それとも各消費者は各自の有する資金の範囲内で、生産者との取りきめによって、すべてのものを欲するだけ入手しうるか、という問題に帰着する」(p. 41)とのべた。

ついでロークシンは生産手段の不足(дефицит)について考察し、1部の新製品は重要用途をみたすにさえ不足しており、他の多くの生産財は重要用途はみたしても、あらゆる需要をまかなうには程とおい現状のもとで、自由商業化(ビルマンの言う「割当も出荷命令もなしに、ごく普通に貨幣とひきかえに」販売すること)は不可能であり、重要用途を優先的に確保する計画的配分が必要だと主張した。彼はまた配給切符制度が不足を生みだしているという主張に反対し、一種の買いだめ的現象はたしかに存在するが、資材・機械の割当配分制が不足を生みだしているというのは、原因と結果をとりちがえるものだと非難した。「われわれの結論はつきのように定式化できる。資材・機械補給は社会主義生産様式に特有な特殊な形態の商品流通であり、生産手段の商業である。この過程の特徴は、主要生産手段の中央集権的配分および消費者に分与される割当によって、生産手段を直接に消費者まで送りとどけることである。この配分方式を現在または近い将来に廃止することはできない。」(p. 44)

1964~65年の論争においては、ネムチノフ、ビルマンの主張は学者の間では少数派であったが、経済実務家の間では資材・機械補給の伝統的制度にたいする不満が強かったようであり¹⁹⁾、また、政府は不良消費財の滞貨問題のため、1964年下半期に有名なボリシェヴィチカとマヤクの実験にふみきらざるをえなかった。

18) 前掲、注4)のロークシンの論文を参照。

以上が、さきに引用した1965年9月総会でのコスイギン発言および1966年3月の第23回党大会の決定にいたるまでの経過の概要である。その後、1966年にはヴォロネジ州における石油製品の自由販売、1967年にはチャリヤビンスク州における建設資材の自由販売などの実験が始まり、また1967年1月には各種の資材や部品の自由販売をおこなう「小口卸売商店」の開設の方針が決定されるなど、資材・機械補給の卸売商業への移行が着々と進行しつつあるかのようにみえた。したがって1967年に発表されたビルマンの論文は、当時の状況を反映して自信にみちた極めて楽天的な調子で書かれている。彼は「卸売商業による計画的配分への漸次的移行」という第23回党大会の決定によって多年にわたる論争に決着がつけられたとのべ、「ごく普通に貨幣とひきかえに」生産手段を販売せよという彼の1963年論文の主張は、当時は承認されなかつたが、「今や自明のこととなつた」とのべた²⁰⁾。

彼は割当方式の廃止に反対する人々の主要な論拠はつきの二点であるとして、その論破を試みた。第1に各種の生産手段の「不足」が現行制度の正当化に用いられているが、「不足」と名づけられている現象の発生するメカニズムを立入って考察するなら、それは何らかの絶対的な基準にもとづいて算出された必要量にたいする不足ではなくて、支払能力ある需要と供給とのアンバランスにすぎず、それは基本的には計画化の不備欠陥のあらわれにほかならないと彼は主張した。「多くの生産手段にたいする支払能力ある需要と供給との不釣合は、社会主义にとって客観的に固有なものでは決してなくて、したがって資材や機械の割当販売方式を維持する根拠にはならない……この不釣合は生産と在庫の計画化における主意主義的方式、または新建設にかんする同種類のやり方のためにひきおこされているのである。もちろん、個々の企業による計画遂行の遅滞も作用しているが、それは本質的な重要性をもたない。」(p. 27)要するに、資材の「不足」と呼ばれている現象は、過度に野心的で非現実的な生産目標や投資計画が設定されることに主として由来しており、資材の「不足」とは主意主義的な目標設定という事実に与えられた不適当な呼び名にほかならない

19) ビルマン、前掲『ノーヴィ・ミール』所載論文、p. 170を参照。なお、その1例として、つきの文献をあげることができる。С. Илюшин, Д. Рутенбург, За более эффективные формы хозяйствования, 『Плановое Хозяйство』, No. 1, 1965.

20) А. Бирман, Средствами производства—торговать!, 『Материально-техническое Снабжение』, No. 11, 1967, p. 22.

といふのである。補給制度の支持者の第2の論拠となっているのは、割当制度と中央集権的計画経済との根拠のない同一視だとビルマンはのべた。資材・機械の複雑な割当制を廃止しても、そのことによって計画的な経済発展ができなくなるわけではない。むしろ電話一本で即座に必要な資材入手できるようにすることによって計画経済は一層強化されるのであり、そのための条件は計画化における主意主義の一掃、リザーヴの強化、在庫の調整だとビルマンは主張した。

資材・機械補給から卸売商業への移行というネムチノフ、ビルマンの問題提起をうけついで、最も詳細な議論を展開したのは、1968年に出版されたБ・ラキツキーの書物『企業にたいする経済的指導の諸形態』であった²¹⁾。

ラキツキーはまづ1960年代のソ連経済が「不均衡経済」(несбалансированная экономика)から「均衡経済」への転換期にあるということから出発する。1930、40、50年代、つまり工業化と戦争と戦後復興の時期には、国民経済の再生産構造の急激な変化と再生産の古い釣合の破壊による不均衡が不可避的であり、このような状況のもとでは企業にたいする上級機関の中央集権的規制が主要な役割をはたし、企業相互間の契約関係は重要な役割をはたさない。全般的な不均衡と物資不足のもとでは、生産者にたいして消費者を保護するために上からの規制が必要であり、また優先度の高い部門の必要を充足するために財貨の用途指定が必要であり、割当配分制度はそのかぎりで合目的的であった。しかし急激な構造変化のための不均衡経済の時代が終るにつれて、旧来の制度のプラスよりマイナスの方が強く感知されるようになる。ネムチノフ、ビルマンの問題提起と第23回党大会の決定は、この変化の反映であったといえる。

ラキツキーはこのような現状判断にもとづき、ローケンらの割当制度擁護論者の主張を、つきの5つの点について詳しく批判した。まづ第1に、資材や機械を企業別に割当配分するのが社会主义にとって本来的に固有な交換規制形態だという主張は、理論的に全く論証されていない。それは1930~50年代の経験の單なる一般化にすぎない。コンピュータの発達により、全国民経済的規模の再生産を完全に中央集権的に管理することが、将来いつかは技術的に可能になるかもしれないが、「電子工学的自動的割当配分制」(автоматизированное электронофикационное фондирование)が近い将来に技

21) Б. Ракитский, Формы хозяйственного руководства предприятиями, 1968.

術的に可能になり、経済的にひきあうようになるとは考えられない。第2に、割当制の支持者が論拠とする不足についていふと、不均衡経済に特有な全般的不足は現在もはや存在せず、個々の財貨とサービスにたいする需給の部分的不均衡があるだけである。全般的不足にたいしては、割当制で対処するほかないが、部分的不足にたいしては、価格などによる間接的経済的規制の方が有効である。ところが、今や不要となった割当制を存続させてるために、部分的不足に対処するいっそう有効な方法の採用が妨げられ、ひいては全般的不足がなお存続するかのような状況が作りだされているというのが、現在のソ連経済の姿なのだとラキツキーはのべた。

第3に割当配分を実施しないと重点部門への資材供給が確保できないという主張については、現物割当がなくとも資金調達上の優遇措置などで処理できるはずであり、また、現在のソ連経済は他を犠牲にしてある部門を優先的に発展させることよりも、バランスのとれた複合的発展を必要としているのだとラキツキーは主張する。第4に自由販売にすれば重要資材の買いだめがおこるという主張にたいしては、割当制が存在する現在こそ、買いだめや水まし申告が存在するのであり、石油製品の無制限販売を実施したヴォロネジ州の経験では、同州の出荷高の増加率はロシア共和国の平均より低かったという事実を、ラキツキーは指摘した。最後に、消費財とちがって生産財のはあいには、しばらく買わずにますますわけにゆかないから、供給の確保が絶対に必要であって、その意味で商業は生産手段に不向きだという主張にたいして、ラキツキーは現在の補給制度が決してそれほど確実に必要資材を企業に供給しているわけではないこと(「トルカーチの大軍」が存在すること自体がそのことを立証している)、有効期間中にしばしば変更される「出荷命令」や「割当通知」より、いっそう確実で安定した契約方式を樹立することは可能だと主張した。

ラキツキーは割当制度の擁護論者の主張を詳しく批判しただけでなく、資材・機械補給の卸売商業化の本質とその具体的移行方式についても、従来の議論をかなり前進させた。

ラキツキーによれば、補給から商業への移行とは、生産手段の流通が天下り的割当配分の形ではなくて企業間の契約によっておこなわれるようになるとおり、そして従来の形式だけの契約とは異なる「真の契約」の要件は「取引相手の自由選択」(企業が取引相手を自由に自主的に決定できること)および「価格の柔軟化」(一定の枠内で価格を企業間契約で決定できること)

である。生産手段の流通がこのように上からの割当でなく、企業間契約で規制される制度が円滑に進行するためには、つきの四条件が必要だとラキツキーはのべた。第1には計画化の科学的水準の向上(非現実的な主觀主義的目標設定や予測をやめること)、第2には国家的流通保障制度の設置(契約違反によって困難に陥った企業を救済するためのストック)、第3には融資制度の改革、第4には調停制度の整備がそれである。彼はさらに補給から商業への移行の当面の経過措置について詳論し、不足していない資材については直ちに割当制をやめて自由販売にし、価格は25~30%の幅の限界内で自由化すること、極度に不足しているものについては価格の上限を定めて、企業間契約をゴススナブが認可するようにすること、その他の生産手段については、価格の上限を定めて、部門別数量割当だけを残し、企業の取引相手選択は自由化することなどの構想を示した。

しかしラキツキーの書物が刊行された1968年ごろから資材・機械補給の卸売商業への移行をめぐるソ連の出版物における議論の論調はかなり著しく変化はじめた。

まず第1に、割当制の維持を主張する人々の論拠が、さしあたり多くの資材が不足している以上は割当制を廃止するわけにゆかないということよりむしろ、自由商業化(ビルマンのいう「ごく普通に貨幣とひきかえに」生産手段を販売すること)は社会主義の原則、つまり中央集権的国家計画と矛盾するということに、移行していった。たとえばロークシンは1968年の論文で、「近年、わが国の出版物紙上には、資材・機械補給が社会主義とは無縁な範疇であって、自由商業におきかえるべきだという一連の経済学者の発言が現われた。われわれの見解では重要かつ決定的な生産手段を計画的に配分しうるということこそ、計画で定められたテンポと釣合の遂行を保障する社会主義的経済制度の根本的な長所のひとつなのである」とのべた²²⁾。ここでは「生産手段の計画的配分」が「自由商業」と対置されており、したがってそれは割当配分を指すのである。そしてそれが社会主義の「根本的長所」のひとつだというのだから、さきに紹介した1965年の論文における彼の議論、つまり主として「不足」を理由とする割当制必要論とはかなり性格の異なる議論である。

第2に、割当制存続の理由が変化するにともなって、卸売商業への移行で割当制が究極的には全廃されるという展望が薄れ、むしろ永続するかのような展望が語られるようになる。ゴススナブ議長のドゥイムシツは、1968

22) Система экономических Наук, p. 418.

年5月のシンポジウムにおける発言では、「多くの種類の生産手段の無制限卸売商業への完全な移行を保障することは、資源の現状からみて、今はできない」とのべ、ゴスヌアブ副議長のラグートキンは同じシンポジウムで、「卸売商業への完全な移行がおこなわれたら、企業や団体は必要な原材料や設備を、原則として割当なしに、必要な時期に十分な量だけ入手することになるはずである。各企業への物資の供給は基本的には企業の支払能力水準によってのみ制限され、支払能力水準は計画と経営活動の結果によって規定される。」とのべていた²³⁾。ところが1969年9月の資材・機械補給にかんする国際シンポジウムでは、ラグートキンは「国民経済の発展の基本的釣合を規定するような重要な原料、資材、燃料および設備は、割当制で配分される」と、何らの留保も条件もなしに宣言し、「経済改革の有機的一環としての生産手段の卸売商業は、生産物の計画的配分と消費者にたいする割当なしの販売との合理的結合に立脚するべきである」とのべた²⁴⁾。「割当なしの販売」(бесфондовая реализация)と区別された「計画的配分」とは要するに割当配分のことであり、そしてこの両者の「合理的結合」に「経済改革の有機的一環としての生産手段の卸売商業」が「立脚する」というのだから、割当制が全廃されることには決してないということになり、ラグートキンが1968年にのべた「卸売商業への完全な移行」は実際には決して実現されないのである。

第3に、それでは第23回党大会決定の「卸売商業による設備、資材、半製品の計画的配分に漸次的に移行する」という方針はもはや変更されたのかということが問題となる。以前にはこの文章は当然のことながら、企業が必要生産手段を「原則として割当なしに」入手するようになることと解されていた。だからこそピルマンは前記の1967年の論文で、今や自分の年来の主張の正しさが認められたとのべたのである。ところが、「卸売商業による計画的配分」という用語は、その後いろいろ拡大解釈されて明確な意味内容を失っていった。たとえばパヴロフは「広い意味での卸売商業は資材・機械補給制度の枠内での生産手段流通の全領域を抱括する」とのべ、

23) Совершенствование планирования и улучшение экономической работы в народном хозяйстве, 1969, p. 45, 241.

24) В. М. Лагуткин, Основные направления развития оптовой торговли средствами производства в СССР, «Материально-техническое Снабжение», No. 3, 1970, p. 39, 33.

そして「生産手段の卸売商業は商品販売形態の点で自由販売と制限つき販売とに分けることができる」とし、したがって「割当なしの卸売商業を組織するということは、資材・機械補給を新しい制度にとりかえることではなくて、自由な売買に特有な形態を補給の中にとりいれて発展の計画性の作用を保持しつつ、生産手段流通過程における価値的範疇の役割を高めることを予定している²⁵⁾」とのべた。つまりパヴロフは生産手段の卸売商業を「広義」に解することによって、その中に割当による流通をも含め、そうすることによって、「卸売商業による計画的配分」への移行ということを、割当制の全面的廃止ではなくて部分的廃止(自由販売の部分的導入)という意味に転化させてしまったのである。同様にラグートキンは1969年9月の国際シンポジウムにおいて、ソ連における生産手段の「卸売商業による計画的配分の主要な方向と形態²⁶⁾」として、企業間長期直接結合や委託商業などを、割当なしの小口卸売商業と並列的に列挙することによって、「卸売商業への移行」という概念を拡張し、かつ曖昧化して、第23回党大会の決定が割当制の存続と矛盾しないかのような印象をつくりだした。さらにクロトチエンコは同じシンポジウムにおいて、「卸売商業による生産手段の計画的配分」と題した報告の中で、「物財の中央集権的配分制度を自由商業におきかえる」ことを主張するハンガリーとチェコスロヴァキアの学者を批判して、それは「自然成長的商品経済への復帰」、「国民経済の計画的指導の放棄」以外の何ものでもないと非難し、「わが国の専門家の中にも、生産手段はごく普通に貨幣とひきかえに販売されるべきだと考えているものがいる」とつけくわえた²⁷⁾。だからクロトチエンコによると、「卸

25) Л. Н. Павлов, Экономическая реформа и материально-техническое снабжение, «Вестник Ленинградского Университета», No. 17, 1969, p. 30—31.

26) ラグートキン, 前掲論文, p. 34.

27) В. С. Куротченко, Плановое распределение средств производства путем оптовой торговли, «Материально-техническое Снабжение», No. 1, 1970, p. 32, 33. なお、クロトチエンコは1966年当時から、生産手段の自由商業には原則的に反対していた。クロトチエンコによると、従来の資材機械補給制度と「卸売商業による計画的配分」との差異は、前者においては企業にたいする生産手段の供給の問題が企業連合、管理局、省、中央計画機関を通じて逐次的に処理されるのにたいして、後者にあっては当該企業を担当する補給・販売、卸売機関を通じて直接に処理されるという点にあるのであり、したがって彼のばあいには「卸売商業による計画的配分」はもともと、割当制の廃止を意味していないかのよ

売商業による計画的配分」は、ビルマンのいう「割当も出荷命令もなしに、ごく普通に貨幣とひきかえに」買賣することと合致しないだけに止まらず、むしろそれと対立することになる²⁸⁾のである。

最後に 1960 年代末から顕著になったもうひとつの傾向は、資材・機械補給をコンピュータと数学の利用によって改善しようとする動きであり、これについては多数の著書や論文が出版されているが、ここではこの問題には立入らない。

ビルマンが 1970 年に発表した論文とさきに言及した 1967 年の論文とか対比すると、この間に発生した変化、つまり資材・機械補給の改革にかんするソ連の学会の論調の変化がよくわかる。彼は 1970 年の論文では、まづ卸売商業への移行にかんする第 23 回党大会の決定以後すでに 4 年が経過したにもかかわらず、生産手段の流通の分野には、2,3 の小規模な実験(石油製品や建設資材などの自由販売の実験)以外、何ひとつ本質的な変化が発生していないこと、そのために経済改革の他の分野にまで弊害が及んでいること(たとえば企業が生産発展フォンドや社会・文化・住宅建設フォンドを形成しても、資材や機械の割当がえられないため、フォンドを換物化(отоварить)できず、所期の物質的刺戟効果がえられないこと)を嘆き、卸売商業への移行を阻害している要因

うである。(B. Курочкин, О постепенном переходе к оптовой торговле, 『Материально-техническое Снабжение』, No. 1, 1966, p. 7.)

28) 1967 年 1 月の政府決定にもとづいて各種生産手段や機械の部品などを主として小口の需要者にたいして販売する商店が、実験的に開設されたが、これらの商店は割当なしの自由販売を実施しただけでなく、従来の資材・機械補給制度にもとづいて割当を受けている企業にたいする割当の枠内での販売をも実施している。ところが、ソ連の 1 部の文献には、生産手段の卸売商業とは「商店」(мелкооптовый магазин)における売買のことだとみなす解釈があらわれ、事態をいっそう混乱させた。「生産手段の卸売商業への漸次の移行の本質は、生産物を割当なしの販売に移行されることにある。そのさい、商品の運動の形態(生産企業からの直送か倉庫からか)は、このばあい大したことではない。換言すると、卸売商業は商品の運動が倉庫から(商店や基地から)の形をとろうと、直送の形をとろうと、さらにまた生産企業と消費企業の直接結合にもとづいてであろうと、実施することができる。」(A. Беляков, A. Баскин, Л. Крепкин, Некоторые проблемы развития оптовой торговли средствами производства, 『Материально-техническое Снабжение』, No. 12, 1970, p. 10.) こういう自明なことがあらためて言われるのは、混乱の甚しさを立証するもといえよう。

として、(1)「緊張度の高い物財バランス」、つまりゆとりのない需給見積りをする傾向が依然としてなくなっていないこと、(2)倉庫の建設などの流通分野への投資が長年にわたって等閑視されてきたため、卸売商業のための物質的土台が貧弱なこと、および(3)最も困難な要因として「人間」の問題をあげた。現在、補給関係の業務に従事している人々は、あらゆる資材が極度に欠乏していた時代に育ってきた人々であるから、ペアリングやケーブルが電話 1 本で必要なときに入手できるような時がくるということを心から信じることができないのであり、このような人々によって割当制から卸売商業への移行を求めるのは、「古い皮袋に新しい酒」を注ぐようなもので、所詮、うまくゆかないというのである²⁹⁾。

1971 年 4 月の第 24 回党大会における新 5 カ年計画についての報告の中で、コスイギン首相は再び資材・機械補給の卸売商業への移行の問題に言及した。「資源が増大するにつれて、われわれは生産手段の卸売商業を発展させることができるであろう³⁰⁾」というのがそれである。第 23 回党大会の決定に比べて、これは明らかに消極的であり、方針の宣言というより願望ないし予想のようなものである。第 24 回党大会における報告や討議においては、コンピュータの使用による「自動的管理システム」(ACY)の開発が、かってないほど重視されているが、その反面、企業の自主性の拡大によって中央集権のゆきすぎを是正するとか、市場メカニズムを計画化のわく内で活用するとかいう構想は以前よりはるかに後退したように思われる。

以上が資材・機械補給の卸売商業への移行という問題にかんする過去 10 年間の議論の概要である³¹⁾。この 10 年間にいろいろな議論や解釈が現われたが、資材・機械補給の制度自体は本質的には変化しなかったから、現在の制度は 10 年まえにネムチノフらが指摘したのと本質的には同一の欠陥を保持している。このことは最近の『エコノミーチェスカヤ・ガゼータ』(1972 年第 31 号)に掲載された補給問題にかんする一連の寄稿を見れば明らかである。すなわち、そこでは全国各地の種々の部門の企業経営者から現在の資材・機械補給制度にかんする

29) А. Бирман, Краеугольный камень реформы, 『Экономика и Организация Промышленного Производства』, No. 1, 1970, p. 117.

30) А. Косыгин, Директивы 24-го съезда КПСС по пятилетнему плану развития народного хозяйства СССР на 1971—1975 годы, 1971, p. 58. (『ソ連国民経済発展 5 カ年計画にかんするソ連共産党第 24 回大会の指令について』, アジア書房, p. 81)

種々の苦情がのべられている。たとえば、正式に認可された生産計画を40%もうわまわる出荷命令を出されても実行できるはずがないとか、前年の4~5月ごろに翌年の割当申請書を提出させる現在の制度のもとでは、多少とも根拠のある必要資材の見積りをすることは不可能だとか、企業の補給部とモスクワの工業省の補給局との間に介在する機関があまりにも多すぎる(あげられている例によると中間機関が四個ある)とかいうのがそれであるが³²⁾、これらはいずれも今から約10年まえに、ネムチノフやビルマンが指摘したのと同一のことばかりなのである。

3 いわゆる「不足」について

以上にみたように、ソ連における資材・機械補給の卸売商業への移行をめぐる論争の中心問題は、社会主義計画経済のもとでの生産手段の流通のあり方の問題、つまり個々の消費者(企業)への数量割当が必要か、それともビルマンのいうように「ごく普通に貨幣とひきかえ」に販売してよいのかという問題である。

割当の存続をする人々の議論が論理的に堅固なものでないことは容易に指摘できる。すでにのべたように、割当存続論の主要な論拠が、不足という事実にあるのか、社会主義計画経済の原則にあるのかが極めて不明確なのである。そして、この点の不明確性は彼らの「不足」概念の不明確性に由来している。さきに見たようにローケンらの割当存続論者は、大多数の生産手段の供給が重要用途をみたしうるとはい、あらゆる用途をみたすほど十分ではないという意味で「不足」しているから、割当が必要だというのだが、彼らはこの「不足」を社会主義が共産主義とちがって「ありあまるほどの豊かさ」(изобилие)をまだ実現していないということと直接に結びついている³³⁾。したがって、割当存続論者のいう「不足」とは現物経済的な概念³⁴⁾、支払能力ある需要に比べての供給の「不足」ではなくて、価格をぬきにして考えられた必要量にたいする供給量の「不足」であるか

31) ソ連における資材・機械補給の改革の問題について考察した欧米の文献としては、つぎのものがある。Gertrude E. Schroeder, The 'Reform' of the Supply System in Soviet Industry, *Soviet Studies*, July 1972. この論文は制度の改革に重点をおきつつ、卸売商業への移行をめぐる論争についても述べているが(p. 107~111), そこでとりあげられている改革論者はビルマンだけで、ネムチノフにもラキツキーにも全く言及していないという点で、かなり不完全なものである。

32) Читатели о проблемах снабжения, 『Экономическая Газета』, No. 31, 1972, p. 8.

のように見える。このような意味での不足が数量割当制の根拠になりうるのなら、社会主義のもとで割当制を廃止することは本来的に不可能だということになる。しかし、それはとりもなおさず、社会主義的計画経済と数量割当とを頭から同一視することにはかならないから過去の経験(30~50年代のソ連経済)の一般化であるとか、別の選択の可能性についての柔軟な思考の欠如とかいう批判を免れることはできない。しかし、数量割当存続論者の主張は、あらゆる欠陥にもかかわらず、ひとつの強みをもっている。それはソ連経済が過去においても現在においても常に支払能力ある需要が供給をうわまわる慢性的の売手市場の状態にあるという事実に、彼らの主張が照応しているということがそれである。

他方、数量割当廃止論者は存続論の根拠が薄弱なことを明らかにすることには成功を収めたように見えるが、この慢性的な売手市場を解消するための具体的な道を明らかにすることには必ずしも成功しなかったようである。消費財の配給切符制度が買いだめをひきおこすように、資材割当制が「不足」を激化していることは事実であろうが、割当制をやめるだけで売手市場が解消するとは考えられない。割当制は売手市場状況をひきおこす唯一の原因でも主要原因でもないからである。ビルマンやラキツキーが「不足」の原因を分析して計画化の種々の欠陥を指摘したことはさきに見たとおりであるが、売手市場状況を解消する真に具体的な方策を示して反対派を説得するにはいたらなかったのである。

ソ連経済がこれまで常に慢性的売手市場の状態にあり、支払能力ある需要が供給をうわまわる傾向が多くの消費財と生産財についてたえず発生しているということは、これまでにもソ連内外の多くの観察者から指摘されてき

33) たとえば、『Вопросы Экономики』, No. 2, 1965, p. 42, 『Экономическая Газета』, No. 26, 1964, p. 11 を参照。

34) クロトチェンコは割当制が不足を生みだすという議論に反論して、つぎのようにのべた。「今から6年まえには新設備が操業開始したため、ソーダ灰はいくらか過剰であった。そこでガラス工業では品質的に劣る硫酸塩ナトリウムの使用が廃止された。だが、近年、ソーダ灰にたいする欲求が増大したが、生産設備は拡張されなかつた。そのため、国民経済はソーダ灰の不足に陥つた。だが、配分形態の変更は全く存在しなかつた。ソーダ灰の不足を除去するために『自由商業』だけでは不十分なことは明らかである。」(『Материально-техническое Снабжение』, No. 1, 1966, p. 13.) この文章は最も強硬な割当制支持者が「不足」ということをどのように理解しているかをよくあらわしている。

たが、何故そうなのかという問題は必ずしも十分に解明されているわけではない。周知のように、資本主義のもとでも、特殊な状況におかれればあい(たとえば戦争準備期、戦時、戦後復興期など)には、各種生産財(および消費財)の用途別、消費者別の中央集権的数量割当制が実施されるが、通常は大ていの生産物は「ごく普通に貨幣と引きかえに」販売される。それは資本主義経済が原則として常に買手市場の状態にあり、供給が需要をうわまわるかのような現象、一種の「過剰生産」が存在することにもとづいている。かってハンガリーのヤノシ・コルナイは、ハンガリーにソ連型社会主义計画経済制度が導入された結果、経済恐慌をひきおこすような大規模な過剰生産は発生しなくなつたが、その代りに「広汎な過少生産ともいべき状況」がつくりだされたとのべたことがある³⁵⁾。誤解をさけるために付言すると、ここで過剰とか過少とかいうのは何らかの絶対的な基準に比べた生産高の過不足のことではない。資本主義経済における過剰生産とソ連型社会主义のもとでの過少生産とが、たとえば人口1人あたりの国民所得とか鉄鋼や電力の人口1人あたり生産高とは全く無関係に発生していることを想起すれば、その点は明白であろう。

ソ連型社会主义計画経済のもとでの各種の生産手段の広汎な「不足」(消費財のことはここではふれない)は何によるのか、つまり生産設備をたえず完全操業させるには原燃料資材が不足し、各種の投資建設プロジェクトを予定どおり実現するにはたえず種々の建設資材が不足し、そして今度は設備稼動予定のおくれのために設備が不足するという事態が発生するのは何故かという問題について、ソ連文献や前記のコルナイの書物などで論じられていることを整理すると、多分、つきの三点になる³⁵⁾。第1は割当制それ自体の作用、第2は経済的(および精神的)刺戟のメカニズムの作用、第3は経済政策の作用がそれである。

まづ第1に、「不足」にたいする対策として実施される数量割当制それ自体が、不足を激化していることは、それが不足の主要な原因でないとしても、事実である。数量割当制のもとでは、任意の時期に必要な生産手段を必要なだけ入手できるという保障がないから、各企業は今すぐ必要でない資材でも将来必要なものは、入手でき

35) J. Kornai, *Overcentralization in Economic Administration*, 1959, p. 177.

36) 資本主義のはあいには大衆の消費(購売力)が生産の増大についてゆけず、そのため恐慌がおこるが、社会主義のはあいは逆に「大衆の消費(購買力)の増大がた

る時に入手しておこうとする。すべての企業がそのように行動すると、国民経済全体としては必要量と供給量が合致していても、ある資材が今すぐそれを必要としない企業の手にあって、今すぐ必要とする企業の手には入らないという事態がおこりうる。たとえば、かってネムチノフがのべたことであるが³⁷⁾、ソ連においては建物建設工事の初期段階にある建設現場が最終段階で必要となる資材(たとえば外装用の塗料など)をすでに入手しているのに、他方、すぐ隣りの工事現場では工事がほとんど終っているのに外装用の資材が入手できないために、建物の完成と引渡しがおくれているということが、しばしばあるということである。そして、まさにこういう事例があるからこそ、入手できる時に入手しておこうとする傾向が強められる。こういう事態が全く発生しないようにするためには、数量割当をさらに詳細かつ厳格なものにして、今すぐ必要とするものだけが入手して、他のものが入手しないように規制しなければならない。しかし、さきにのべたように、現在すでに割当制を運営してゆくのに必要な情報処理量は割当配分機関のもつてゐる情報処理能力を超えてゐるのである。だから、ある資材が今すぐそれを必要とする所になくて別の所にあるという意味でのミス・アロケーションの発生は、偶発的な現象ではなくて不可避的な現象なのである。つまり、資材・機械補給の仕事に従事している人々の能力や努力や善意の如何にかかわりなく、割当制それ自体が必ずどこかで何らかのミス・アロケーションとストックの偏在を生みださざるをえないのである。

第2に、コルナイが「経済メカニズムの有害な側面」と名づけた要因がこれに追加される。さきの例でいうと、

「必ず生産の増大を追いこす」ものであり、「国内市場の成長が工業の成長を追いこす」ことがたえまない経済発展の刺戟剤として機能するのだという意見が、かってソ連の経済学界で広く支持されていたことがある。この見解は第16回党大会におけるスターリンの発言(全集、第12巻、大月書店、p. 315, 346)をよりどころにしていた。コルナイも指摘しているように(前掲書、p. 184—5)，このような主張には根拠がない。支払能力ある需要と供給とのアンバランスは、計画作成作業そのものを改善するための刺戟となりうるだけであって、経済発展にたいして好ましい影響を及ぼすとは考えられないからである。現在、前記のスターリンの見解はソ連においても支持されていない。しかし、「不足」を理由にして割当制存続を主張して、この「不足」の存在自体を社会主義経済にとって正常かつ自然な現象のようにみなしている人々は、前記のスターリン的見解から事実上、脱却していないといえるかもしれない。

37) 《Литературная Газета》, 12 марта 1964.

塗料が今すぐ必要とするところになくて別のところにあるという事実は、割当の誤りだけでは発生しないのであって、今すぐ必要としないものがそれを入手するという行動をとることによって始めて発生する。そして建設機関がそういう行動をとるのは気まぐれのためではなくて、そういう行動をとるように刺戟されているからである。この刺戟の構造はきわめて複雑なもので、ネムチノフのがべたように、直接には建設請負機関にたいする資材供給と資金支出にかんする現行規則の何らかの欠陥と結びついている。しかし一般的にいえば、要するにソ連の企業は大たいにおいて、当面、不必要なものや必要量以上のストックをかかえていることによるマイナスよりも、そうしたことによるマイナスの方が大きいような状況のもとにおかれているようである。このような経済的刺戟のメカニズムによって慢性的売手市場状態が発生するのであり、いわゆる「不足」は大ていのはあいストックの偏在、在庫管理の不首尾の別の表現なのである。

第3に、経済政策上の誤り、つまり過度に野心的で非現実的な政策目標の設定と「不足」との関係については、以前にもふれた。生産拡大と設備拡大にかんする目標が過大なため、生産計画と投資計画の実現に必要な資材の需給見積りが「緊張度の高い」ものとなる。そのために、ある企業が過大なストックを蓄えたり、ある資材を早めに入手したりすると、すぐに他の企業がその資材の不足で作業停止に追いこまれるような事態がおこるのである。しかも、こういう過大な目標を実現するために、「余力の動員」と称して、設備稼動率を最大限に高めたり、流动フォンドの回転を促進したり、在庫基準を必要最少限に削減したりする努力がなされることによって、生産手段の割当配分計画がますます柔軟性を欠いた、ゆとりのないものとなる。

以上、3つの要因は概念的に区別されうるだけであって、現実には相互にからみあって、いわば一体となって作用しており、「不足」とか「広汎な過少生産」とか「慢性的売手市場」とか名づけられている現象はその帰結である。そして第2、第3の要因をそのままにしておいて、数量割当制だけを廃止することは實際には不可能なようである³⁸⁾。いっそう一般的な表現をすれば、ソ連型計画経済の他の構成部分を維持したままで、ある部分を改革するということは、實際には極めて困難なことだというのが、資材・機械補給の卸売商業への移行という問題提起をめぐって約10年にわたっておこなわれた議論を考察してえられる、ひとつの結論であるように思われる。

【岡 稔一橋大学経済研究所】

II ソ連邦における資材・機械補給制度の改革

ここでは、1965年秋以後開始されたソ連の経済改革のなかで生産財供給(いわゆる「資材・機械補給」*материально-техническое снабжение*)の部面に実際にどのような変化が生じているかを、主として工業・建設業に対する資材・機械補給の制度的改革に焦点をあわせて考察する。周知のように、ソ連の経済改革の基本方針を打ちだした65年9月の党中央委総会におけるコスイギン報告のなかでの、資材・機械補給の分野における改革の要点はつきのようなものであった。すなわち、1) 「ソ連邦閣僚會議資材・機械補給國家委員会」(略称ソ連邦ゴススナブ)を創設し、その一元的指導の下に資材・機械補給業を「単一の自立的システム」(*единая самостоятельная система*)にする。2) 生産財の生産企業と消費企業の間に「直接的結合」(*прямая связь*)を広汎に発展させる。3) (従来の生産財割当配分から)地域補給・販売基地によるその「卸売商業」(*оптовая торговля*)へ徐々に移行していく、の3点がそれである¹⁾。このほか、コスイギン報告には明示されなかったが、資材・機械補給業への新経済制度の導入(末端補給組織のいわゆる「利潤方式」への移行)が経済改革後におこなわれるだろうことも当然予想される事態であった。事実、その後の経済改革の過程をみると、資材・機械補給の面で生じた多かれ少なかれ顕著な変化は以上の4点においてうかがわれ、したがって以下では、ソ連邦ゴススナブの創設、企業間直結の発展、生産財卸売商業の開始、および補給組織への新経済制度の導入をとりあげることとする。

1. ソ連邦ゴススナブの創設 ソ連邦ゴススナブは、上記の党中央委総会のうち、党中央委・閣僚會議の合同決定(65年9月30日付)およびソ連邦最高會議の法律(同年10月2日付)にもとづいて実施された工業管理機構の改革(57年以来の地域国民経済會議の廃止と部門別工業省の復活)のその一環として、65年10月に新設さ

38) 「多分、改革が進むにつれて、割当制の適用をうける財貨の数は漸減するだろうが、あいかわらず最大限の経済成長に重点がおかれるかぎり、慢性的な供給不足は持続することになる。そして、供給も需要も全く反映しない価格が行政的に定められているかぎり、生産財の厳しく統制された配分がはたして如何にして解消されるのか理解し難い。」*Soviet Economic Performance: 1966—67, Joint Economic Committee, Congress of the United States, Washington, 1968, p. 140.*

1) [25] p. 292.

れた²⁾。国民経済における資材・機械補給の指導を担当する連邦・共和国機関としてのゴススナブの主要任務は、その設立当初には資材・機械補給計画の遂行と部門間生産物納入の確保、省により生産計画が承認される生産物の配分、省および企業による生産物納入計画遂行の統制、資材・機械補給制度ならびに機構の改善措置の作成と実施にあるとされていた³⁾が、その後制定されたこの国家委員会の任務・権限・機構を定めた『ソ連邦ゴススナブ規程』(69年5月15日付閣僚会議承認)によると、以上のほかに、その主要任務として生産物生産者・消費者間の合理的結合の設定と企業間の長期的直結の全面的拡大、卸売商業による設備・資材・半製品の計画的配分への漸次的移行措置の作成と実施、補給・販売組織におけるホズラスチョート制強化の実施、数理経済学的方法とコンピュータの利用にもとづく資材・機械補給管理システムの創設などより具体的な課題が追加されている⁴⁾。ゴススナブにはその設立時に、既存の中央および地方レベルの多数の補給・販売機関、すなわち生産物種類別の「共和国間生産物納入総管理局」(サユーズグラヴスナブスプイト——旧ソ連邦国民経済会議付属)および工業部門別の「企業建設総合補給総管理局」(サユーズグラヴコンプレクト——ソ連邦ゴスプラン付属)、従来の地域国民経済会議付属の資材・機械補給管理局とその支所等が移管されたばかりでなく、その後もその下部機関の編入・分割・新設等がかなりおこなわれているため、現在ゴススナブの機構はすこぶる複雑かつ巨大なものとなっているが、かなり簡略化していくところである。

まず中央レベルでは、最高機関たるソ連邦ゴススナブの下にそれに直属する中間機関として生産物種類別編成の21の「補給・販売総管理局」(サユーズグラヴスナブスプイト)と企業建設・再編成に従事中の建設団体(建設現場)への製造工程設備・機械・部品その他資材の一括補給を担当する産業部門別編成の9つの「総合補給総管理局」(サユーズグラヴコンプレクト)があり、つぎに地方レベルの中間機関として、ロシア共和国をのぞく各加盟共和国に1つずつ、計14の「加盟共和国資材・機械補給総管理局」(グムトス)、およびロシア共和国に30、カザフ、ウクライナ両共和国に7つずつ、全国で計44の

2) 1948年に「ソ連邦閣僚会議資材・機械補給国家委員会」(ソ連邦ゴススナブ)という同名同格の中央補給機関が設立され53年3月まで存続した。ただし当時のゴススナブには、現在のゴススナブのような強力な下部機構はなかったようである([21] p. 67~68)。

3) [19] ТОМ 5, p. 652. 4) [19] ТОМ 7, p. 412.

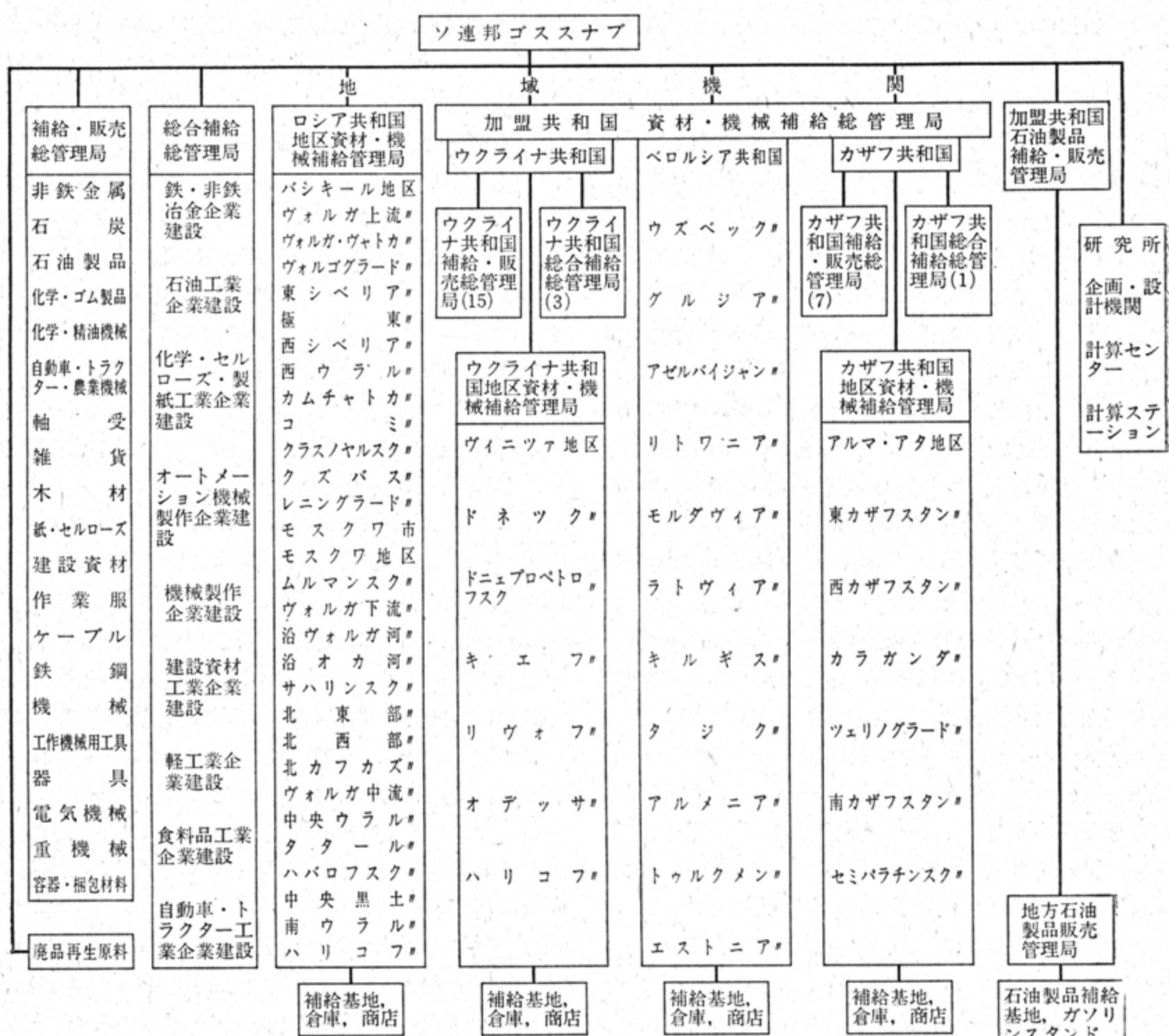
「地区資材・機械補給管理局」(ウムトス)が配置されている。このうち、加盟共和国資材・機械補給総管理局は加盟共和国閣僚会議とソ連邦ゴススナブとの二重の管轄下におかれていますが、地区資材・機械補給管理局はカザフ、ウクライナ両共和国のばあいそれぞれの加盟共和国資材・機械補給総管理局に所属するが、ロシア共和国のばあいはソ連ゴススナブに直属している(これら諸機関の具体的な名称については第1図参照)。以上の中間諸機関につづくゴススナブ機構の末端機関が通常「支所」とよばれるホズラスチョート組織であり、支所には「基地」や「倉庫」や生産財卸売のための「商店」が付設されています。しかし、ホズラスチョート制をとる末端組織そのものが基地または倉庫と呼ばれているばあいも多く、商店は原則としてホズラスチョート経営であり、上述のような支所編成が一般的なわけではけっしてない。ゴススナブ傘下のこの末端組織の数は1970年末現在で約1060、その1組織当たり平均従業員数は122.6人(69年1月1日現在)である⁵⁾。このほかゴススナブには、各加盟共和国別に設置されている「加盟共和国石油製品補給・販売管理局」(ネフチエスナブスプイト——この管理局も加盟共和国閣僚会議とソ連邦ゴススナブとの二重の管轄下におかれている)→「地方石油製品販売管理局」(ネフチエスプイト)→石油製品補給基地およびガソリンスタンドという管理系統をもつ石油製品専門の地域補給機関があり、その末端組織(基地やガソリンスタンド)の数は70年末現在で5394であった⁶⁾。

以上のべたようなゴススナブ機構が創設されて以後、ソ連の資材・機械補給制度に生じた変化のひとつは、「資材・機械補給計画」作成面においてみられる。「配分計画化の分権化」といわれるものがそれである⁷⁾。周知のように、ソ連における資材・機械補給計画は、1) 生産物種類別に受入高(生産、輸入、期首在庫、その他)と配分高(生産操業用、基本建設、国内市場向け、輸出、期末在庫、その他)をバランスさせた現物表示の「物材バランス」、および2) この個別物材バランスの配分項目のうち「生産操業用」と「基本建設」の部分を当該生産物の消費者(「割当受領者」*фонододержатель*と呼ばれるもので国民経済レベルでは現在は主として産業部門別の全連邦省と連邦・共和国省を指す)別に具体化した「配分計画」(план распределения)の2つから成り、国民経済レベルの補給計画は内容的にみて実に国民経済発

5) [4] p. 65, [11] p. 45. 6) [10] p. 6.

7) 以下の補給計画やその品目分類についての説明はとくに指摘しないかぎり[9] p. 53~58による。

第1図 ソ連邦ゴススナブの構成



出所: B. Лагуткин, Совершенствовать материально-техническое снабжение, «Экономическая газета» № 36, 1971, p. 12~13.
備考: 図中のカッコ内の数字はそれぞれの補給機関の数を示す。

展年度計画の半ばを占める、その重要構成部分なのである⁸⁾。この補給計画を作成するばあい、ソ連においてはその計画対象品目がつきの3種類に大別されている。1) 国民経済計画品目(продукция норменкулатура народнохозяйственного плана), 2) 集権的計画品目(централизованно планируемая продукция), 3) 分権的計画品目がそれである。この分類は具体的種類の生産物を、その補給計画(物材バランスと配分計画)がどのレベルの機関により作成・承認されるかによって区分したもので

8) 近年におけるソ連の国民経済発展年度計画は活字にして約8000ページ、うち4000ページ余りを占めるのがつぎにのべる国民経済計画品目についての「物材バランスと配分計画」の部分である([17] p. 79)。

あるが、当該生産物の補給がどのレベルで計画化されるかの基準自体は、結局のところその生産物の国民経済重要度に依存する。このうち 1) は 1957 年までは「割当品目」(фондируемая продукция)とよばれていたもの⁹⁾で、その補給計画がソ連邦ゴスプランにより作成されかつソ連邦閣僚会議の承認を受ける品目を指す。2) にはその補給計画が、ソ連邦ゴスプラン(中央部局)により作成され同指導部の承認を受けるもの(ゴスプラン品目)のか、経済改革後においては、ゴススナップ(中央部局)によ

9) 現在でもこの「割当品目」また「割当物資」という用語は慣用されており、たとえば資材・機械補給についての教科書においてもそのまま使用されている(たとえば[8] p. 337~338)。

り作成されゴススナブ指導部の承認を受ける品目およびゴススナブ付属補給・販売総管理局(サユーズグラヴスナブスブイト)により作成されゴススナブの承認を受ける品目(ゴススナブ品目), 全連邦省と連邦・共和国省(またはこれに準ずる中央機関)により作成・承認される品目(省・官庁品目)がふくまれ, 3)には加盟共和国ゴスプランや共和国省や地方勤労者代表ソヴェトなどにより計画化され配分される品目のほか, 経済改革後はとくに, ゴススナブ傘下の地域補給管理局(ロシア共和国のはあいウムトス, 他の共和国のはあいはグムトス)により計画化され配分される品目がふくまれている。3)のうちの後者は「ゴススナブ品目」であることに変りはないが, ただし, そのうちから67年1月2日付閣僚会議決定(「資材・機械補給の組織化・計画化の改善措置について」)にもとづき, ゴススナブが各地域補給管理局に対して「当該地域内の企業や団体に配分する権限を委譲し¹⁰⁾」た品目なのである。

給補給計画対象品目のこの分類法におけるそれぞれの品目数の最近の変化を示す資料によると, 国民経済計画品目の数が顕著に減少したのはスターリン死後の時期であり, 近年においてはむしろその品目数は比較的安定的であることが知られる(第1表参照)。このカテゴリーの品目においては, それがあまり多数にのぼると計画の実施過程で補給業務上の操作可能性を低めることになり, 逆に少数にすぎると資材・機械の国民経済所要量をカバーしえない結果に陥ることを考慮に入れると, ソ連の現状のもとでは(ソ連邦ゴスプランがそれ以外に1600~1700品目の物材バランスと配分計画を作成・承認しているかぎり)300品目前後が妥当な品目数であるといわれている¹¹⁾。これに対して, ゴススナブ品目においては, 1968年度計画作成時以降, そのうちの補給・販売総管理局(サユーズグラヴスナブスブイト)担当の品目が地域補給管理局に大幅に委譲されたことによって, 補給計画作成につき顕著な分権化(ただし, そのうちの「配分計画」作成のみで, この品目についても「物材バランス」は補給・販売総管理局が作成する)がおこなわれていることがわかる(第2表参照)。以上が「配分計画化の分権化」といわれるものの特徴的な内容であるが, しかしこの分

10) [19] ТОМ 6, p. 329. 11) [9] p. 58.

12) 以下の叙述は主として [15] p. 15~22, [9] p. 66~88による。

第1表 計画対象品目数の変化(その1)

	1953年	1957年	1963年	1966年	1968年	1971年
鉄 鋼	100	66	62	65	43	33
非 鉄 金 属	45	26	10	11	12	11
燃 料・石 油 製 品	184	76	23	25	14	13
化 学・ゴ ム 製 品	98	57	41	44	41	...
木 材		31	8	8	8	8
セ ル ロ ー ズ・紙	217	56	11	13	4	...
建 設 資 材		32	10	8	5	...
農 産 原 料	—	27	27	27	26	...
雜 貨		37	31	27	26	...
食 料 品	300	32	16	16	14	...
電 力	—	13	1	1	1	...
設 備・機 械	1,446	439	133	132	133	113
合 計	2,390	892	373	377	327	277

出所: (1) Н. В. Иванов и др., Экономика и планирование материально-технического снабжения промышленности. Москва, 1969, p. 338.
(2) 第2図の資料, p. 58, 151.

備考: 表中の「…」は不明を示す。以下の表についても同様。

第2表 計画対象品目数の変化(その2)

	品目 総数	ソ連邦 ゴスプラン	旧ソ連邦 国民経済 会議	ソ連邦 ゴスス ナブ	補給・ 販売総 管理局	地域補 給管理 局	省
1966年	21,677	1,904(377)	1,243	—	18,530	—	—
1967	15,297	2,253(369)	—	20	11,942	—	1,081
1968	16,312	1,969(327)	—	103	3,198	9,228	1,814
1971	15,043*	1,908(277)	—	178	1,070	11,942	...
1972	8,575*	1,908(275)	—	149	1,070	5,448	...

出所: (1) 第1表の(1)の資料, p. 340. (2) Н. В. Гуков, Организация материально-технического снабжения бытового обслуживания населения. Москва, 1968, p. 228. (3) 第2図の資料, p. 59, 152.

備考: (イ) *印の数字には「省」による計画品目数が不明なため, その分がふくまれていない。(ロ) 上記資料の(1)と(3)とでは1966年の数字にくいちがいがあるが, ここでは後者の資料による数字を採用した。(ハ) カッコ内の数字はソ連邦ゴスプランが補給計画を作成したものうちソ連邦閣僚会議の承認を受ける品目数で第1表の合計欄と同じ。(ニ) 1972年度計画の「地域補給管理局」の数字が激減しているのは, 品目の再分類(統合)がおこなわれたため。

権化現象が顕著なのは品目数のうえでのことであり, これを過大評価してはならないであろう。

つづいてここで, ゴススナブ機構が実際の年度補給計画の作成作業にどのようにタッチするかを概括しておこう¹²⁾。次年度のための計画作成作業は本年の3~4月ごろに開始される。まず, ソ連邦ゴスプランによって5カ年計画の課題にもとづいて次年度の生産計画その他をきめるための基礎になる「統制数字」が設定され, これが中間機関(省, 加盟共和国)を通して企業(および建設団体)にまでおろされ, 企業はそれにしたがって自己の生産プログラムとそのための資材所要量を盛りこんだ「割当申請書」(заявка)とを作成し, その所属する中間機関に提出する。省(および加盟共和国)はこれを集計・調整

して「総合割当申請書」(сводная заявка)を作成し、ソ連邦ゴスプランに提出する。ゴスプランはこれらの資料その他を利用して資材・機械補給計画(物材バランスと配分計画)案をふくむ国民経済発展計画案を作成し、これをソ連邦閣僚会議へ提出しその承認を受ける。つぎに、ソ連邦ゴスプランは生産計画その他の国民経済計画諸指標とともに割当受領者たる省にたいして資材の「割当通知書」(фондовое извещение——その内容は「補給計画」の当該割当受領者部分の抜萃)を交付し、省はこれを分計してその管轄下の企業にそれぞれの「割当」(фонд)を示達する。ここまで段階は大分類品目でおこなわれるためさらにその明細化が必要となり、企業は配分された資材割当に応じてこんどは小分類品目によるその「明細割当申請書」(специфицированная заявка)を作成し、国民経済計画品目、ゴスプラン品目、省・官庁品目について省に、ゴスナップ品目については地域補給管理局(グムトスまたはウムトス)にそれぞれ提出する。省および地域補給管理局はそれらを生産物種類別に集計・調整した「総合明細割当申請書」をつくり、これをいすれもゴスナップ付属のそれぞれの補給・販売総管理局へ送付する(ただし省のばあい省・官庁品目の分はそれぞれの生産省へ送付される)。さいごに、これらにもとづいて各補給・販売総管理局は各種生産物の配分計画およびその生産企業への消費企業の「配属計画」(план прикрепления)を作成し、生産物納入にかんする企業間の具体的な「結合」を設定し、当該生産企業に「出荷命令書」(наряд)を交付する。なお、ゴスナップ品目のうち地域補給管理局にその配分が委譲された品目については、当該品目の生産企業への地域管理補給局の「配属」が設定され、その当該地域内消費企業間への配分計画は地域補給管理局が作成する。以上で年度補給計画の作成作業は終了するが、出荷命令書の交付は12月初めまでにおこなわれ、出荷命令書を受取った直後に企業間でこれにもとづく生産財納入契約が結ばれる。以上のプロセスを図示したのが第2図である。ただし、このような年度計画作成作業は多大な労力と時間を必要とするため、ソ連邦閣僚会議による国民経済発展年度計画の承認がおくれ通常11~12月になされる。したがって実際には、ソ連邦ゴスプランはその作成した補給計画案にもとづいて、閣僚会議承認をまたずに資材の「予備的割当」を省に通知し(9月1日までに)、それによってその後の作業過程が進められ、国民経済発展年度計画が承認されたのちにあらためて、ゴスプランによる予備的割当通知以後の作業結果の最終的な修正・確定がおこなわれる。この最終

的確定は次年度(計画年度)の第1四半期になるのが通常であり、計画年度の第1四半期を、企業や建設団体は「本年度の第4四半期の割当量よりも少なく、まして計画年度の第1四半期の所要量よりも少ない割当前渡分(авансовый фонд)¹³⁾」で活動せざるをえないのが通例なのである。

なお、ソ連の資材・機械補給業を構成する諸機関は、ゴスナップ機構のほかに、1) 全連邦省および邦連・共和国省付属の補給・販売機関、2) 加盟共和国閣僚会議付属補給・販売総管理局(グラヴスナップスブイト)、3) 全連邦農業機械供給公団(サユーズセリハズテフニカ)があり、1)は電機工業省、ラジオ工業省、機械製作省、軽工業省、食料品工業省、肉・乳製品工業省、ラジオ工業省、国防工業省、等々の省付属の独自の販売機関(たとえば軽工業省付属の軽工業原料販売総管理局——サユーズグラヴピシチエプロムシリヨー、食料品工業省付属の食料品工業原料販売総管理局——サユーズグラヴミャソモルプロムシリヨーなど)であり、2)は自治共和国や地方勤労者代表ソヴェト傘下の企業・団体などへの補給機関で、とくにロシア共和国とウクライナ共和国のばあいがその業務規模が大きい¹⁴⁾。3)はコルホーズやソフホーズにたいする補給・販売機関である。これらがソ連のいわゆる資材・機械補給業を構成しているが、そのうちソ連邦ゴスナップ機構の補給業務の占める割合は1969年の商品取引高で59.8%であった(第3表参照)。

2. 企業間直結の発展 ソ連では、補給計画作成の最終段階で生産物納入にかんする企業間の「結合」が補給機関から設定され、それによって生産物の受渡しがおこなわれることはうえにのべたとおりであるが、現在、この結合には大別して2つの形態がある。そのひとつは「直接的結合」であり、もうひとつは「間接的結合」(опосредственная связь)である。前者は、当該生産財の「大量的かつ安定的な生産と消費の相互関係」に立つ企業間に適用されるもので、このばあいの補給機関の役割は、「生産企業への消費企業の配属と大分類品目での[年間]納入量の指示のみ」にかぎられる。その他の具体的な生産物納入条件(アソートメント、品質、部分的納入量とその期限など)は企業間で自主的に協定される。もちろん、生産物の実際の納入は生産企業から消費企業への直送(いわゆる「直送補給」транзитное снабжение)

13) [9] p. 69.

14) この省付属の補給・販売機関および加盟共和国閣僚会議付属補給・販売総管理局についてくわしくは[9] p. 37, および p. 62~63 を参照。

第3表 補給・販売組織の活動指標

(1969年)

		商品取引高		取引高合 計に占め る倉庫補 給の割合 (%)	従業員 1人当り 商品取引高 (1000ルーブル)		
		合 計	倉 庫 補 給 率 (%)		全 体	基 地・倉 庫	
		億ル ーブル	%				
内 訳	ソ連全體	2,309	100.0	568	24.6	469.0	172.3
	ソ連邦ゴススナブ全体	1,380	59.8	332	24.0	543.3	213.3
	うち: ソ連邦ゴススナブ(石油をのぞく)	1,148	49.7	129	11.2	935.0	205.6
	石油製品補給・販売管理局	232	10.1	203	87.5	176.8	218.5
	ロシア共和国閣僚会議付属補給・販売総管理局	76	3.3	17	21.6	521.4	595.0
	ソ連邦省・官庁	301	13.0	44	14.7	516.1	141.5
	共和国省・官庁	366	15.9	49	13.4	645.6	134.7
	地方労働者代表ソヴェト(ロシア共和国をのぞく)	31	1.3	5	17.7	271.3	84.8
全連邦農業機械供給公団	155	6.7	121	78.0	159.4	124.3	

出所: В. Куротченко, Проблемы совершенствования системы и структуры орган снабжения, «Материально-техническое снабжение» № 10, 1970, p. 10.

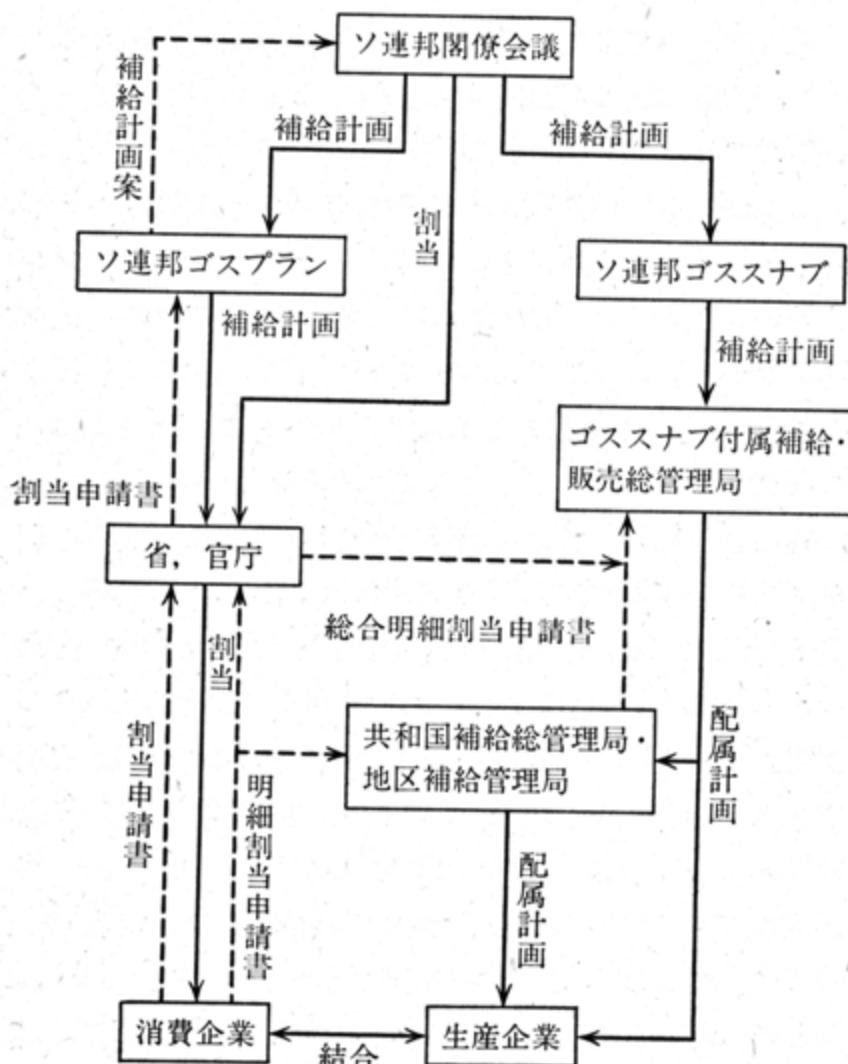
による。後者の形態は、補給機関が生産企業から送られる生産物をいったん自己の基地や倉庫や商店に受入れ、その後消費企業へ引渡す、つまり補給機関が納入を実施するばかり(いわゆる「倉庫補給」 складское снабжение)と、生産企業から消費企業へ生産物が直送される場合に分かれる。この区別は生産企業からの納入量が標準直送量以下であるか、それ以上であるかによる。生産

物が直送補給のかたちをとりながらこの企業間の関係が間接的結合とよばれるのは、補給機関が納入されるべき生産物のアソートメント、技術条件、部分的納入量やその期限を指示し、決済に加わり、契約義務の遂行を保証するなど、要するに両企業間の仲介者の役割を果すからである。直接的結合の形態とこの型の間接的結合形態のもうひとつのちがいは原則として前者が長期(数年)で後者が短期(1年)である点にある。要するに、以上の3つが現在ソ連でおこなわれている企業間の結合形態であり、消費企業の観点からすると、生産財の大口消費企業が直接的結合、小口消費企業が間接的結合(倉庫補給)、両者の中間の消費企業が間接的結合(直送補給)のかたちをとることになる¹⁵⁾。このうち経済改革以前には「商店」が存在しなかった点を別とすれば、2種類の間接的結合はソ連では從来から適用されてきたのに対して、直接的結合は、1960年代に入り経済改革への気運が醸成されつつある状況のなかで適用されはじめ、1964~65年に工業企業間である程度普及をみたものである¹⁶⁾。直接的結合を発展させることは、またソ連のいわゆる「利潤論

15) [12] p. 94~95.

16) [16] p. 186. 別の資料によるとヴォルゴグラード市の有名な製鉄企業「赤い10月」は63年に1、64年に5、65年には10の企業と「数年間の直結」をおこなっている([12] p. 145)。この直結方式は、2つの縫製品フィルマ(モスクワ市の「ポリシェヴィチカ」とゴリキー市の「マヤーク」)で実験された注文生産方式に対応する生産財企業の新しい試みであった。消費財企業の「ポリシェヴィチカ」や「マヤーク」が有名であるように、生産財企業の直結方式としてはこの「赤い10月」と「ヤロスラヴリ電動機」企業との直結(1963年直結開始)が有名。この両企業の直結についてくわしくはつきをみよ。[3] p. 36~37.

第2図 資材・機械補給計画の作成手続き



出所: П. П. Карпов, Распределение средств производства в новых условиях хозяйствования, Москва, 1972, p. 68.

備考: 図中の「配属計画」とは消費企業(または地域補給管理局)の生産企業への配属計画のこと。

争」のなかでも、生産財卸売商業への移行という B. ネムチーノフらの提案に反対する論者(たとえば H. ファソリャーク)からも資材・機械補給制度の現状の改善策のひとつとして積極的に支持されていた¹⁷⁾。これが、経済改革後その基礎になる経済契約を実効あらしめるための新措置(1967年10月27日付閣僚会議決定「課題および義務の不履行に対する企業・組織の物質的責任について」および69年4月7日付閣僚会議承認『生産財納入規程¹⁸⁾』)が講じられたうえ新たな生産財補給形態として制度化されたのが、ここでいう「企業間直結」である。

この結合の設定そのものは、ゴススナップ付属の補給・販売総管理局が省および地域補給管理局と協議して当該生産財生産企業へのその消費企業の「長期配属計画」(план длительного прикрепления)を作成し個々の企業に長期的直結を指示することによっておこなわれ、さらに、この指示にもとづいて当該企業間に生産財納入にかかる長期契約が結ばれることにより「正式化」(оформление)される。ただし、このばあいでも出荷命令書(「具体的配属」と当該生産物の配分ずみ割当量に対応する「年間納入量」の指示つき)は短期(1年)のものが交付されるから、長期契約は予備的・一般的なもので、各年度ごとに、出荷命令書の交付を受けてから結ばれる年度契約により具体化されなければならない¹⁹⁾。長期といえばあいの期間は、上記の『生産財納入規程』による原則として「国民経済発展長期計画の期間内での数年間²⁰⁾」とされているから、具体的には2~5年である。この型の結合は従来の結合にくらべより自主的かつ安定的であるため、したがって、企業間のこの結合が意味するものは「生産物の配分」(распределение продукции)から「生産能力の配分」(распределение производственных мощностей)への移行にはかならないとされている²¹⁾。つまり、企業間直結によって消費企業に提供さ

17) [25] p. 235.

18) 従来の『生産財納入規程』は59年5月22日付閣僚会議承認のもの。経済改革後は、従来のものとくらべて1,2の例をあげるとつきのようになっている。契約で定められた期限より生産財納入がおくれたばあい10日までの遅延に対して遅延した生産財価額の3%の違約金、10日以上の遅延に対してはその5%の違約金を納入者は買手に支払う(従来は、遅延の期間による違約金率に格差がなく一率に3%)。また、納入された生産財の支払いが遅延するばあい延滞利子は0.03%(従来は0.01%)となった([19] ТОМ 5, p. 622; ТОМ 7, p. 350, 356)。

19) [11] p. 196.

20) [19] ТОМ 7, p. 327, 332.

21) [23] p. 205.

れるものは一定の量の生産物ではなくて、生産企業の生産能力の一定の利用権である、というわけである。これが企業間直結のいわば本質であり、その長所は、企業は生産財補給のための煩瑣な文書の作成・提出や上部機関からの細部にわたる指示から解放され、それだけ補給問題解決のための企業の自主性や操作可能性が高まること、これまで補給中断のためしばしば阻害された企業における生産の「連続性」(ритмичность)が保証され、したがってその設備利用の改善や原材料支出の低下や原材料在庫の削減などがもたらされること、にあるといわれる²²⁾。

第4表 企業間の直接的結合の発展

	生産財品目数	直結企業数	
		生産企業	消費企業
1966年	383	593	1,403
1967	565	1,070	4,203
1968	823	1,567	5,827
1969	872	2,270	6,701
1970	1,276	2,804	10,206

出所: Е. А. Голиков, Организационно-экономические условия развития прямых длительных связей (В. С. Курочкин и др. [ред.], Проблемы совершенствования материально-технического снабжения, Москва, 1972), p. 196.

経済改革の企業間長期直結の状況は第4表のとおりであり、一応順調な発展を示しているようである。生産物種類別にみた企業間直結方式による1970年の納入高のソ連における総納入高に占める割合(%)は、粗鋼が24.2、圧延鋼材が20、非鉄金属が50、トラクター用エンジンが74、軸受が25、圧力計が36、化学製品が25、硫黄が41、紙が44、セメントが30であった²³⁾。総生産高基準によるソ連工業企業の規模別構成を念頭においていたЮ. モシャコフの推定によると、うえにのべた直接的結合、間接的結合(直送補給)、間接的結合(倉庫補給)の3形態別のソ連の生産財総納入高の構成比は当面30:45:25であるべきだ(しかもそのうち間接的結合(倉庫補給)の占める比率25%はかれによれば必要不可欠の最低限度)といふ²⁴⁾。1969年のソ連の資材・機械補給業の商品総取引高(総納入高)における倉庫補給の割合は24.6%(第3表参照)であり、これがかれのこのような主張のひとつの根拠になっているのであろう。しかし、直接的結合についてはそのような総合的な比重を示す資料がないから、たとえば、かれの示した30%という限度に対して、現状のそれがどの程度の水準にあるのかはわからない。

22) [11] p. 197~198. 23) [7] p. 11.

24) [12] p. 95~96(この部分の執筆者はモシャコフ)。

ところで、ゴスナブ付属資材・機械補給経済・組織研究所がおこなった長期的直結のばあいの経済契約締結状況の調査資料によると、上部機関からの配属計画により設定された414件の長期的直結のうち経済契約が結ばれていたのが370(89%)、この契約件数のうち長期契約が212(57%)、残りが1年契約であり、結ばれた契約も『生産財納入規程』を無視して「しばしば形式的なものにとどまっている」という²⁵⁾。別の調査資料によれば、自動車工業省所属の26の自動車企業(消費者)と製鉄省所属の43製鉄企業(生産者)とのあいだに設定された長期的直結の件数のうち経済契約が結ばれたのが75%，結ばれた契約件数のうち約50%が2~6年の長期契約、残りが1年契約であった²⁶⁾。みられるとおり、この2つの調査結果は同一の傾向を示しており、長期的直結といっても、そのもとでそれにふさわしい契約が結ばれている事例は甚だ少ないことがわかる。それ相応の経済契約に裏付けられるべき長期的直結の実情がこのようなものであることは、その理由(配属計画のますさや企業の自己規律欠如)がどうあれ、「生産能力の配分」としての企業間長期直結の意義をそれだけ低めるものであろう。1969年4月28日付閣僚会議決定(「国民経済資材・機械補給の一層の改善方策について」)により、それ以後、長期的直結のばあいも年間生産物納入量は「四半期別区分つき」で上部機関から指示されることになった²⁷⁾が、「四半期別区分なし」から「四半期別区分つき」へのこの移行(後退)は、上述の実情と無関係ではあるまい。

3. 生産財卸売商業の開始 ソ連においては、伝統的に生産財流通と消費財流通は相互に厳密に区別され、前者は商業ではなく「補給」であり、「商業」とよばれるのは後者についてのみであった(生産財補給について「販売」*сбыт*ということばが使われてはきたが、消費財商業における「販売」*продажка*とは用語が異なる)。実際のいわゆる「ソヴェト商業」(国営商業、協同組合商業、コルホーズ商業)がこれまで、消費財流通過程のみの具体的表現形態とされてきたのはこのためである。ソ連における生産財補給と消費財商業との間の根本的な差異は、前者においてはすでにみてきたように、企業や建設団体から提出される生産財の事前「申請」をもとに上部機関によって作成される補給計画にしたがって、当該企業や建設団体にたいしてその特定の必要(それぞれの生産計画や建設計画の遂行)のための生産財の「割当」とこの割当に応じた「出荷命令」とが指示され、これらにもと

25) [11] p. 228~229. 26) [11] p. 197.

27) [19] ТОМ 7, p. 396~397.

づいて実際の生産財「納入」がおこなわれるのに対して、後者においては消費財が(配給制度がとられる特殊なばあいをのぞき)任意の消費者になんらの制限なしに売られている点にある。つまり、前者におけるいわゆる「割当配分制」(фондирование)と後者におけるいわゆる「自由販売制」(свободная продажа——ただしコルホーズ商業をのぞき価格は固定価格制)とのちがいである。したがって生産財卸売商業への移行とは、従来のその割当配分制を廃止しこれを商業ルートによる自由販売制に切替えること、つまり企業や建設団体が、いかなる申請もせずまた割当配分や出荷命令を受取ることなしに、その必要とする生産財を必要な量だけ適時に国営生産財卸売商業機関から入手する(買う)ことができるようになると(もちろんこの移行は漸次的におこなわれるのだが)、を意味する。そして、「利潤論争」のなかでネムチーノフ、A. ピルマンらによって提起された生産財卸売商業への移行という主張がまさにこのような意味内容のものであったこと(ネムチーノフのばあいは生産財重要度の高低にしたがった固定価格・制限価格・契約価格という3段階価格制への移行の提案をもふくむ²⁸⁾)も、周知のとおりである。以下で、これが経済改革後どのようにおこなわれているかをみるとするが、改革後生産財卸売商業といふばあいその「卸売商業」の内容が論者によりさまざまに理解されるようになってきてるので、まずこの点にふれておこう。

卸売商業の内容をもっとも広く理解しているのはB. ラグートキンであり、かれによるとソ連における生産財卸売商業の主要発展方向は、1)企業間の直接的結合、2)企業への必要生産物の「割当なし補給」(бесфондовое снабжение)、3)補給機関の基地・倉庫・商店での生産財販売、4)企業への中断のない生産物納入を保証する「総合補給」(комплексное снабжение)、5)企業により提供される余剰生産財の「委託商業」(комиссионная торговля)と「展示即売会」(ярмарочная торговля)の5つである²⁹⁾。これに対してH. イヴァノフは、生産財卸売商業をより狭く理解し、ソ連において現在おこなわれているその形態として「リミットつき」(по лимитам)、「リミットなし」(без лимитов)、および委託商業の3つをあげている³⁰⁾。これは内容的にはラグートキン

28) [25] p. 207~208. ネムチーノフのばあい3番目の価格は「統制されるうる価格」となっていてはっきりしないが、ここではH. ペトラコフの解釈にしたがって「契約価格」とした([22] p. 120)。

29) [13] p. 34, [12] p. 11~12.

の列挙するもののうちの 3) と 5) である。さいごに、ビルマンは当然のことながら生産財卸売商業をもっとも狭く考え、企業がその必要とする生産財を「割当や出荷命令書なしに『ごく普通に』(просто так), つまり貨幣とひきかえに受取る」とこと理解している³¹⁾。この理解からすれば、イヴァノフの挙げる 3 形態のうち「リミットつき」は卸売商業とはいえない。生産財卸売商業の内容についてこのような理解のくいちがいに、生産財の中央集権的な割当配分方式の継続をのぞむ「補給機関や計画機関の官僚」(たとえばラグートキンはソ連邦ゴスナブ副議長である)と、割当配分方式の適用をせいぜい主要基礎物質に限定すべきであるとする「より自由な経済学者」との対立を見る³²⁾のはおそらく当を得ているであろうが、それはともかく、これらのうちビルマンの理解に則して生産財卸売を担当するゴスナブ機構の末端組織として経済改革後新設された「商店」(магазин)に着目し、つづいてその現状をみることにする。

この商店は、それを通じておこなわれる卸売商業が生産財の「小口卸売商業」(мелкооптовая торговля)とよばれることからも明らかのように、当該地区の小口消費企業・団体にたいする生産財販売機関である。1966 年に開設されて以来その数は年々増大し、1971 年の店数は約 700(7 月 1 日現在)、その販売高は 21 億ルーブルとなっている(第 5 表参照)。ただし、68 年はじめには近い将来この店数を 1000~2000 にまでふやすといわれていた³³⁾こととくらべると、その伸びは予定よりかなりおくれているように思われる。この商店で扱われている販売品目は、電気設備、工具、器具、軸受、建設資材、ゴム製品、作業服およびその他で、1970 年には 381 品目、71 年には 508 品目であった³⁴⁾。

第 5 表 生産財卸売商店の増加

	1966年	1968年	1969年	1970年	1971年
商 店 数	119	412	586	636	700*
販売高(100万ルーブル)	112	530	1,000*	1,500*	2,100*

出所: (1) 《Материально-техническое снабжение》 No. 6, 1969, p. 6; No. 9, 1969, p. 34; No. 12, 1970, p. 9; No. 3, 1971, p. 6; No. 5, 1972, p. 7. (2) 第 1 図の資料, p. 13.

備考: (イ) *印は概数。(ロ) 1971 年の「商店数」の数字は 7 月 1 日現在、他はいずれも年末の数字。

これらの商店での生産財販売方式は「リミットつき」、「リミットなし」、「委託販売」の 3 種類から成り、このう

30) [8] p. 321~322. 31) [2] p. 117.
32) [24] p. 108. シュレーダーは A. ガトフスキイとビルマンを対置している。
33) [6] p. 2. 34) [14] p. 13, [11] p. 254.

ち第 1 は企業や団体にたいしてかれらに配分された資材割当の限度内でのみ売られるばあい、第 2 はこのような制限のない自由販売のばあいであり、第 3 は当該地区内の企業より委託された余剰資材・機械・設備の販売である。また、商店で販売される生産財の受入方式には、上記の「委託」による以外に、「自己買付」(децентрализованная закупка) と上部機関から計画的に配分される「計画的受入」(плановое поступление) とがある³⁵⁾。第 6 表は以上のような販売・受入方式からみた小口卸売商店の商品取引高構成を示したものである。これらの資料(第 5・第 6 表)から明らかなことは、第 1 に、ゴスナブ機構全体の卸売商品取引高(第 3 表参照)に占める商店販売高の割合がきわめて低率であること(たとえば 1969 年で $10 \div 1380 = 0.7\%$)、第 2 に、ゴスナブ全体の商店販売高のうちいわゆる「リミットなし販売」は 58.3% にしかすぎないこと(1970 年においてもその割合は 50% 強であった³⁶⁾)、第 3 に、しかもこのリミットなし販売のほとんどは余剰生産物の直接的な自己買付に依存し、中央からの計画的受入によるものはきわめてわずかなこと、などである。なお、商店以外に、基地や倉庫においてもリミットなし販売がおこなわれているとのことだが、その実態は明らかではない。しかし、商店・基地・倉庫における「リミットなし販売」とすぐあとでのべるこれと類似の「割当なし補給」(ただし石油製品のそれをのぞく)とを合せた 1969 年のゴスナブ全体の「割当なし販売高」は 13 億 6800 万ルーブルであり³⁷⁾、これはゴスナブ全体の商品取引高(石油製品をのぞく)のわずかに 1.2% 弱にしかすぎない。経済改革後におこなわれているソ連の生産財卸売商業とは、当面この程度の規模のものなのである。

以上の商店(および基地・倉庫)におけるリミットなし販売に類似のもうひとつの生産財卸売商業の形態が実験のかたちでおこなわれている。これが石油製品(主としてガソリンおよびディーゼル燃料)の「割当なし補給」とよばれるものであり、1966 年 7 月からヴォロネジ州ではじめられ、68 年にはこの方式による石油製品補給がヴォロネジ州をふくむロシア共和国の 8 州、ペロルシア共和国(ミンスク州)、エストニア共和国でおこなわれるようになった。68 年のその補給量はガソリンが 220

35) [8] p. 322~323. 36) [10] p. 5.

37) [1] p. 9. ゴスナブの商品取引高に占める「割当なし販売」の比率は約 1% とよくいわれる(たとえば [23] p. 206)が、これは 13 億 6800 万ルーブルを 1380 億ルーブル(第 3 表参照)で割ったものであろう。

第6表 生産財卸売商店の商品取引高構成(%)

(1968年)

		販 売			受 入		
		リミットなし	リミットつき	委託販売	自己買付	計画による受入	委託商品
ソ連邦ゴススナブ全体		58.3	37.5	4.2	50.0	45.5	4.5
うち 10 地 域 補 給 (総) 管 理 局	ヴォルガ上流地区	84.4	12.0	3.6	79.8	15.8	4.4
	モスクワ"	79.5	15.4	5.1	66.3	29.5	4.2
	ペロルシア共和国	70.8	27.0	2.2	65.7	32.5	1.8
	ヴォルガ・ヴァトカ地区	69.4	25.7	4.9	56.6	40.7	2.7
	ウクライナ共和国	59.6	36.7	3.7	56.3	37.6	6.1
	南ウラル地区	49.8	34.6	15.6	45.7	39.7	14.6
	リトワニア共和国	40.3	59.3	0.4	16.1	83.2	0.7
	クズバス地区	37.8	62.2	—	32.3	67.7	—
	西ウラル"	32.3	67.7	—	33.0	67.0	—
	モスクワ市	27.9	72.1	—	3.1	96.9	—

出所: A. M. Беляков и др., Оптовая торговля средствами производства (В. С. Куротченко и др. [ред.], Указ. сборник статей, Москва, 1972), p. 249.

万トン余り、ディーゼル燃料が約235万トンに達し、これはソ連全体のこの種石油製品補給量の約7%に当るといわれる。また、ほぼ同じ時期から化学・ゴム製品、設備、建設資材、硫酸など(計765品目)についての「割当なし補給」の実験も南ウラルの3州(チェリヤビンスク、オレンブルグ、クルガン)でおこなわれるようになってい³⁸⁾る。これらの割当なし補給はその後も続けられており、たとえば1971年はじめの予想では同年中には、この方式によるガソリンおよびディーゼル燃料の販売量は計4000万トンに、同じく南ウラル3州ではセメントの販売量が34万トン、硫酸のそれが63万トンに達するはずといわれていた³⁹⁾。

以上がソ連でおこなわれつつある生産財卸売商業の形態であるが、ついでにここで1969年からレニングラード地区で試みられている新補給方式としてのいわゆる「総合補給」についてのべておこう。ラグートキンがこの方式をも生産財卸売商業にふくめて考えようとしていることはすでにみたとおりであるが、これはあくまで「割当」にもとづく補給であることに変りはない、したがってむしろ生産財割当配分制の枠内でのその改善策のひとつとみなさるべきものである。この新方式の要点は、レニングラード地区資材・機械補給管理局と消費企業との間に総合補給契約が結ばれ(管理局は69年に25企業—主として器具製作企業や冶金企業—と、70年には65企業とこの種の契約を結んだ)，この契約にもとづいて、消費企業がその資材「割当の現物化」(реализация фондов)を一括管理局に委任し、この委任のもとに管理局は生産企業との交渉その他に当り、当該消費企業にたいしてその割当の現物化(つまり資材納入)を総合的に保

証する点にある。この新方式のもとでは、一方、管理局の側からすると、相当数の企業からかれらに配分された資材割当を契約により管理局に委託してもらってそこにプールすること(レニングラードの例では企業は割当分ばかりでなく、自己の計画在庫の半分をも管理局に委託している)により、このプールされた資材割当や資材 자체を地区全体として有効に操作・運用することが可能になり、他方、企業にとっては、その必要とする全品目の生産財が適時に中断なく納入され(生産企業からの直送による資材が当該企業に送達されなかつたばあいは管理局は自己の在庫分からそれを当該企業に納入する)，しかも多数の生産企業と納入契約を個別に締結することやそのために多くの文書をやりとりする面倒から解放される点が、その長所であるといわれている⁴⁰⁾。なお、このいわばレニングラード方式ともいべき新補給形態は現在その各地区への普及がしきりと奨励されており、たとえば、モスクワ地区においても1972年はじめから43企業がこの総合補給方式に移行したことである⁴¹⁾。

4. 補給組織への新経済制度の導入 末端補給組織(支所、基地、倉庫、商店)への新経済制度(いわゆる「利潤方式」)の導入は、工業企業のばあいにらべておくれて開始され、はじめはそのテンポも遅々としていたが、近年になって着実に進展するようになった。ソ連邦ゴススナブのばあい、その傘下の8つの補給・販売組織が1966年12月からまず「実験的に」利潤方式に移行し、その成果にもとづいて69年にさらに88組織が移行し⁴²⁾、こうして1970年には新方式に移行した補給・販売組織の数は計106、これは石油製品補給・販売組織をのぞくゴススナブ傘下のホズラスチョート制をとる末端組織総数

38) [18] p. 167, [12] p. 15~16 39) [10] p. 4~5.

40) [20] p. 3~7.

41) [5] p. 7.

の 10% に当る⁴³⁾。その後もひきつづき移行がおこなわれており、1972年1月からの移行分をも加えて、利潤方式に移行した補給組織の比重は72年にはゴスヌアブ機構の卸売商品取引高の 45.3%，従業員総数の 56.3%，利潤総額の 50.3% に達するという⁴⁴⁾。

ゴスヌアブ機構の末端組織に適用されている新方式は、補給組織の自主性の拡大、経営活動の効率指標としての利潤の量と率の重視、利潤を財源とする 3 種類の刺激フォンド(物質的報償フォンド、社会文化・住宅建設フォンド、「補給基盤発展フォンド」 фонд развития материально-технической базы снабжения)の創設、およびいわゆる「倉庫補給」の発展のための有利な条件の創出などの諸原則を具体化したものといわれ、上部機関から末端組織に下ろされる義務的計画指標は、従来の 50 余りから 7 つに削減された。すなわち、1)商品取引高、2)自己買付による資材販売高、3)他地区への品目別主要物資納入高、4)賃金フォンド総額、5)利潤額と利潤率、6)国庫納入金と国庫支出金、7)中央配分投資額と新規建設・組立作業量がそれであり、経営活動のその他の指標は末端組織により自主的に計画化されることになっている⁴⁵⁾。補給組織のはあいのこのような新方式は工業企業のそれと大差がなく、ただ異なる点は、補給業においては「利潤率」の内容が固定・流動フォンドに対する利潤の比率ではなく、流通費に対する利潤の比率であり、また、工業企業から徴収される固定・流動フォンドに対する「フォンド使用料」は補給業には設定されていない(だから上記 6)のうちの国庫納入金のなかにはフォンド使用料はふくまれていない)ことだけである。これらの相違点は、生産財の流通にたずさわる補給業の特殊性によると同時に、物質的・技術的補給基盤の発展と流通部面への予備在庫の一定の集積を促進させるための措置の反映でもあるという。補給組織の活動評価指標および 3 種類の刺激フォンドへの利潤からの繰入れをきめる指標(いわゆる刺激フォンド形成指標)としては、品目別主要物資納入計画の遂行を条件に商品取引高の伸び率と利潤の伸び率が採用されている。

最初にこの新方式に移行した 8 組織と 1969 年に移行した 88 組織の計 96 組織について、新方式のもとでの最近 2 ヶ年間(1969~70 年)のその活動結果を分析した資料によると、これらの組織は、消費企業に対する各種サービス提供の拡大、自己買付による追加受入資材の増大、

42) [11] p. 141.

43) [4] p. 65.

44) [5] p. 3.

45) [12] p. 85~91, [8] p. 314~315, [11] p. 140.

利潤率の向上(これら組織の平均利潤率は 1969 年が 44 %, 1970 年が 53.3%), 流通費の節減などの面でかなりの成果をあげ、これとかんれんして、利潤からの刺激フォンドへの繰入額は賃金フォンド総額に対する比率で 25.8%(報償フォンドへ 17.0%, 社会文化・住宅建設フォンドへ 5.4%, 補給基盤発展フォンドへ 3.4%)に達したという⁴⁶⁾。しかしその反面、消費企業に対して当の企業に配分された資材「割当の現物化」や他地区に対してそれへの「品目別主要物資納入計画」を遂行しえなかった組織がこれら 96 組織のうち 18 にのぼったし、さらに全般的に、直送補給を不当に倉庫補給に切替えるなどして商品取引高の増大テンポ(伸び率)を可能なかぎり大きくさせようとする傾向がみられたといいう⁴⁷⁾。これらの否定的側面は、結局のところ、上部機関から下ろされる義務的指標体系の欠陥に根ざすものとされ、このためうえに紹介した補給組織の利潤方式に変更が加えられ、1971 年以降、活動評価指標ならびに基本的刺激フォンド形成指標は「割当の現物化」および「品目別主要物資納入高」とされ、商品取引高指標と利潤指標はともにフォンド形成の副次的指標とみされるようになった⁴⁸⁾。以上の点からみて、補給組織における利潤方式の体系は内容的には試行錯誤的な面が多分にあり、なお流動的であるといえよう。

さいごに、資材・機械補給の部面へ数理経済学的方法とコンピュータの適用状況についてごく簡単につきの諸点だけを指摘しておこう。すなわち、1) この分野における数理経済学的方法とコンピュータの利用は 1966 年 8 月 23 日付閣僚会議決定(「数理経済学的方法とコンピュータ利用による資材・機械補給管理システム創設にかかる緊急措置について」)によって軌道に乗り、その後この決定にもとづいてゴスヌアブ付属の 4 補給・販売総管理局(鉄鋼、非鉄金属、化学・ゴム製品、軸受), 4 加盟共和国資材・機械補給総管理局(エストニア、ラトヴィア、リトワニア、ウクライナ), 4 地区資材・機械補給管理局(モスクワ市、レニングラード地区、沿オカ河地区、オデッサ地区)および 5 補給基地に自動管理システム(ACY)を創設することがきめられ、現在そのための準備作業が続行中であること、2) 補給計画作成作業の面で数理経済学的方法とコンピュータが現在実験的なかたちで適用されつつあるのが、主として、中央レベルでの(企業からの割当申請書なしの)「資材所要量」決定、な

46) [11] p. 150~151.

47) [12] p. 90, [11] p. 154. 48) [5] p. 4~5.

らびに線型計画法におけるいわゆる輸送問題の応用としての生産企業への消費企業の合理的「配属計画」の作成についてであること⁴⁹⁾、および3)以上のような数学的方法ならびにコンピュータ利用とかんれんして補給計画化のための周知の文書様式の統合・簡素化がおこなわれ、その結果1970年以降、割当申請書・割当通知書・出荷命令書等が従来の442様式から23様式に、基地・倉庫・商店の資材受入・保管・出荷等の報告文書が従来の537様式から13様式に、輸出向け資材・機械設備の出荷命令書が36様式から1様式にそれぞれ整理・削減されたこと⁵⁰⁾、がそれである。

以上が経済政策後のソ連における工業・建設業に対する資材・機械補給の制度的改革の概要であるが、それらをここで結論的に要約しておくと、第1に、ゴスナブの創設にもかかわらずソ連の工業・建設業における資材・機械補給機構は依然として複雑・多岐であり、いまだ「一元化」にはほど遠いこと、第2に、生産財の中央集権的な割当配分制が経済改革後も本質的には変更されることなく維持され、生産財卸売商業への移行といつてもそれはいうに足りない程度のことであること、第3に、経済改革後におこなわれつつある諸改革は(企業間の「直接的結合」や「総合補給」にみられるように)むしろ伝統的な資材割当配分制を前提しその枠内での改善策でしかないこと、などである。

【宮鍋 暢一 橋大学経済研究所】

参考文献

- [1] Беляков, А. и др., Некоторые проблемы развития оптовой торговли средствами производства, «Материально-техническое снабжение» No. 12, 1970.
- [2] Бирман, А. М., Краеугольный камень реформы, «Экономика и организация промышленного производства» No. 1, 1970.
- [3] Гоголь, Б. И. и др., Хозяйственная реформа и проблемы реализации, Москва, 1968.
- [4] Горубунов, Э. и др., Хозяйственная реформа в СССР: динамика, проблемы, перспективы, «Плановое хозяйство» No. 5, 1971.
- [5] Глускер, Б., Опыт и проблемы хозяйственной реформы в снабжении, «Материально-техническое снабжение» No. 11, 1972.
- [6] Дымшиц, В., Реформа и снабжение, «Правда» 5/I, 1968.
- [7] Засухин, А. Т., Реализация средств производства, Москва, 1972.
- [8] Иванов, Н. В. и др., Экономика и планирование материально-технического снабжения промышленности, Москва, 1969.
- [9] Карпов, П. П., Распределение средств производства в новых условиях хозяйствования, Москва, 1972.
- [10] Куротченко, В., За ритмичное и комплексное снабжение, «Материально-техническое снабжение» No. 3, 1971.
- [11] Куротченко, В. С. и др. [ред.], Проблемы совершенствования материально-технического снабжения, Москва, 1972.
- [12] Лагуткин, В. М. [ред.], Некоторые проблемы совершенствования материально-технического снабжения, Москва, 1970.
- [13] Лагуткин, В. М., Основные направления развития оптовой торговли средствами производства в СССР, «Материально-техническое снабжение» No. 3, 1970.
- [14] Лагуткин, В., Совершенствовать материально-техническое снабжение, «Экономическая газета» No. 36, 1971.
- [15] Лагуткин, В. М. [ред.], Экономико-математические методы в снабжении, Москва, 1971.
- [16] Малинин, С. Н. и др. [ред.], Хозяйственная реформа (опыт и проблемы), Минск, 1971.
- [17] Новиков, Б. Ф., Материальные балансы (вопросы совершенствования разработки), Москва, 1972.
- [18] Ракитский, Б. В., Формы хозяйственного руководства предприятиями, Москва, 1968.
- [19] Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам, сборник документов, Москва, том 5, 1968; том 6, 1968; том 7, 1970.
- [20] Семенов, В., Комплексное обеспечение предприятий Ленинградского района, «Материально-техническое снабжение» No. 4, 1971.
- [21] Фасоляк, Н., Система материально-технического снабжения в послевоенный период, «Материальное-техническое снабжение» No. 10, 1967.
- [22] Федоренко, Н. П. и др. [ред.], Социалистические принципы хозяйствования и эффективность общественного производства, Москва, 1970.
- [23] Федоренко, Н. П. [ред.], Проблемы оптимального функционирования социалистической экономики, Москва, 1972.
- [24] Schroeder, G. E., The 'Reform' of the Supply System in Soviet Industry, «Soviet Studies» July 1972.
- [25] 野々村一雄ほか編訳『ソヴェト経済と利潤』, 日本評論社, 1966年。

49) [23] p. 207~217.

50) [11] p. 113~125.

III 東欧の場合

1 はじめに

経済改革と資材・機械補給の問題をすべての東欧諸国について詳細に考察することは、いまのところ入手資料の点からいっても筆者の能力からいっても至難のわざである。そこでここでは次のようにしたい。まず最初、資材・機械補給にかんする第6回国際シンポジウム(1969年9月末、トビリシ)にあらわれた東欧諸国の学者たちの見解を簡単に整理して若干のコメントをおこない、とくにソ連の学者たちといちじるしく異なるハンガリーの学者たちの問題提起を紹介し、ついでボーランドとハンガリーにおける資材・機械補給業の歴史と現状、経済改革との関連、問題点を明らかにすることにする。このように詳細な考察の対象をこの2ヵ国に限定したことはなによりもまず筆者の「守備範囲」に起因するが、あとで明らかになるように、東欧諸国(それにソ連をも加えて)の経済改革と資材・機械補給の比較研究のうえである種の意味をもってくる。

1 国際シンポジウムでの意見の一致と対立

東欧諸国で60年代(とくにその後半)に活発化した経済改革のなかで資材・機械補給をいかに合理化するかはひとつの焦点であった。計画作成方式、管理制度などに比べて言及されることがすくなく、文献も比較的とぼしいにもかかわらず、この面にメスをいれることができることは広く認められている。そのさい問題は、資材・機械補給という生産手段流通の特殊な形態を卸売商業という形態に代えることができるかどうか、可能とすればその具体的形態はどんなものかであり、これと関連して生産手段の商品的性格が論議的的となった。以上の点はソ連におけると同様であるといってよい。こうして第6回国際シンポジウムの中心テーマとして「社会主义計画経済における生産手段卸売商業の理論的基礎とそのいっそうの発展の道」が取上げられたのは時宜に適していた¹⁾。

シンポジウムには70の報告が提出されたが、席上で読上げられ討議の対象となったのは次の7つの報告である。

1. 生産手段卸売商業発展の理論的基礎(報告者—東ドイツ資材経済省部長F・ニッチ)

1) 本シンポジウムの概要については“VI Международный симпозиум по материально-техническому снабжению”《Материально-техническое снабжение》No. 12, 1969, стр. 1—4.

2. 卸売商業による生産手段の計画的配分(報告者—ソ連ゴススナブ資材・機械補給経済組織研究所長B. クロトチェンコ)

3. 生産手段卸売商業組織の道と方法(報告者—ボーランド計画委員会部長T. ウォイチエホフスキ)

4. 生産手段卸売商業をおこなう組織の経済的刺激と消費者にたいする責任の向上(報告者—ブルガリア、Г. クルモフ)

5. 生産手段卸売商業の資材・機械基地発展の経済的基礎(報告者—チェコスロヴァキア連邦予備局倉庫業部長A. ゴラル)

6. 卸売商業の条件のもとでの生産技術用生産物の需要の研究における数理経済学的方法と現代的計算技術の適用(報告者—ハンガリー、Z. メデリ)

7. 生産手段卸売商業組織の管理における数理経済学的方法と現代的計算技術の適用(報告者—ルーマニア国家計画委員会資材・機械補給局長D. フンデトゥレ)²⁾

これらの報告のなかで、本調査との関連で興味のあるのは、クロトチェンコ報告である。クロトチェンコによると、現在コメコン加盟諸国がめざしている生産手段流通改善の基本方向は

—国民経済の欲求と資源とのバランス的結合の改善

—投資計画化の改善と生産能力の適時な発展

—中央集権的に配分される生産物品種の縮少と合同、補給・販売機関、省への配分機能の移譲

—展望計画の課題にもとづく企業間の直接的、安定的結合の発展、企業の経済的自主性の拡大

—生産手段卸売商業への移行

であるという。しかしシンポジウムでの発言はいくつかの問題で相違点を明らかにした。これをクロトチェンコにより整理すると、第1に、国家計画の役割と性格、物材配分の中央集権化の程度、計画化における物材バランスとノルマチーフの役割についてである。多くの発言者は国家計画の指導的役割とその指令的性格を強調しており、資材配分の非集中化や生産手段商業の発展の必要を認めるものの、同時に、国民経済的均衡に重大な影響をあたえるような重要生産物の配分は中央集権化されるべきであるとする。これにたいしてコレン(ハンガリー)とクリフ(チェコスロヴァキア)は「国家計画の作用範囲は

2) これらの報告者の発言は《Материально-техническое снабжение》No. 1, 1970. стр. 23—49 にのっているが、クロトチェンコのものをのぞき報告要旨としてはあまりにも簡単で、報告そのものの要旨というよりは、文書で提出した報告の補足追加説明ととれるものもある。

一定の分野に、すなわち長期計画化および国民経済的均衡の決定にのみおよばされるべきであり、したがって中央集権的配分制度は廃止されるべきで、一時的に重要原料についてのみ維持されるべきであると考えている。生産手段流通の管理における国家の役割については……間接的規制方法に限られるべきである³⁾。」

また経済計算制、利潤や信用の役割、価格形成制度、経済的刺激制度についても、これらの制度、カテゴリーの利用のいっそうの発展について発言者の意見は一致しているが、多くの者がこれらてこの作用を「計画経済の直接的国家規制形態の現われ」とみるのにたいして前述のコレンとクリフは「國家が単発的な指示・禁止・その他の種類の間接的介入の形態で利用しうる自己規制手段⁴⁾」とみなしている。

補給問題における企業の自主性拡大の問題についても、一般原則にかんして異論はないが、拡大の限界および形態・方法にかんしては意見が対立している。コレン、クリフが「企業は自らの生産計画と生産物実現計画、自らの諸手段のもっとも適切な利用についての決定を自主的にくだすべきであり、買手は自分自身の決定にもとづき多くの生産物供給者のなかから選択する可能性をもつべきである」とし…生産手段は自由流通商品に転化し、企業の商業活動は国内市場だけでなく国外市場にもおよぶとの結論に到達している⁵⁾」のにたいし、クロトチェンコは「自由な企業活動と競争の発展にまで企業の権利を拡大し、また国家の役割を単発的な『禁止』や『間接的規制』の形での介入に限定することは個々の企業の利益を全国家的な利益の上におき計画的経済指導と国民経済発展の管理における社会主義国家の役割を掘りくずすことにならざるをえない」と反論している。

さらに「卸売商業の条件のもとでの生産手段流通制度」にかんする諸提案はクロトチェンコによると3つに分類される。

1. 生産手段卸売商業制度の本質は物的資源の計画的形成・配分をもとにした生産手段商品流通の広汎な発展にあるとする考え方。ここでは資材・機械の供与にかんする生産者企業と需要者企業のあいだの直接契約が重視され、契約の締結・実行における補給・販売機関の役割向上が語られるが、上から下へのピラミッド型指導体制、国民経済計画の細分化と義務的指標の形での企業への下達(指標数は減少)、中央集権的補給方式の維持(範囲は縮小)はそのままとする。

3) 同上, стр. 30 4) 同左。

5) 同上, стр. 31

2. サイバネティクス的生産手段流通制度。生産手段の流通を労働対象および労働用具の物理的な流れとその連結網としてとらえ、数学とコンピュータの利用によりこれを合理化する。

3. 「生産手段の市場的流通制度」。資材・機械の中央集権的配分方式を市場をつうじての自由商業に代える。

クロトチェンコは第1の見解を支持し,⁶⁾第2の見解の「欠陥」(「商品・貨幣関係の客観的役割の否定」)を指摘するとともに、第3の見解を「それに特有なあらゆる特徴をかねそなえた自然成長的商品経済への復帰以外のなものでもない⁷⁾」ときめつけている。

では以上のような、シンポジウムにおける意見の対立を東欧諸国でのこの問題にかんする見解という点からどのようにまとめることができるか。まずいえるのは、国別に見解が分かれているとはかぎらぬということである。サイバネティクス的制度に賛成するのは、ソ連のカントロヴィチ、フェドレンコらのほかは、チェコスロヴァキアのシュヤン、ミハリコヴァー、ポーランドのガイダ、ムロゼクら多くの東欧の学者があり、「市場的生産手段流通制度」にしても、すでに何回かふれたコレン(ハンガリー)、クリフ(チェコスロヴァキア)のほかに「一部の支持者」があり、ソ連にさえ「生産手段は普通に貨幣と引きかえに売られるべきだと考える個々の専門家⁸⁾」がいる。にもかかわらず、本シンポジウム以外の各国経済学界の最近の動向を考慮にいれてあえて見解の相違を国別に分類するならば、ハンガリーとチェコスロヴァキアの支配的見解は東欧の他の国々およびソ連の多数意見と対立しているということができるよう。しかしこの対立は、一方が正しく他方は誤っている、一方が正統で他方が異端であるときめつけることが、すくなくともいまの段階で可能なたぐいのものでない。この点でクロトチェンコの評価は強引にすぎ、押しつけがましい。また同じく「市場関係で無制限の活動範囲をゆるす立場」とか「市場的社会主义」といったことばをもちだすガトフスキ、ヤコビの立論⁹⁾をも支持することができない。ここではむしろウォイチエホフスキの問題整理がより説得的である。かれによると、「われわれのあいだには生産手段の商品的形態の評価に本質的な相違はない。われわれ

6) かれがどのような生産手段流通制度をあるべきものと考えているかはいまひとつ明確でないが、これについては「ソ連」の項にゆずる。

7) 《Материально-техническое снабжение》 No. 1, 1970 стр. 36

8) 同上, стр. 35 9) 同左, стр. 52

のすべての国で、生産手段が商品であることが認められている。……なんびとも、生産手段分配の計画化を商業的相互関係外でおこなうと考えているものはいない。生産手段卸売商業が本質的に国民経済計画に従属していなければならないこともまた正しい。」しかし「市場にたいする計画の影響の評価」については「見解の若干の相違」があり、「一部の経済学者は、生産手段卸売商業にたいする計画の作用がなによりもます正しいバランス化および分配による計画化の過程でおこなわれるべきだとみなしており、これにたいして他の経済学者グループは、生産手段卸売商業の取引と計画をしかるべき価格政策の実施、ならびに市場と計画の相互作用と修正によって結合すべきであると考えている。これらのはあいの経済的行政官庁の介入は最小限に制限されうるし、生産手段の配分は個々の例外をのぞいてなくなる。この点でハンガリー人民共和国の一報告に興味ある発言がふくまれている。ポーランド代表団は、これらの見解を討議することはできるが、それを拒否することはできないという考え方である¹⁰⁾。」正論とみなすことができよう。

ウォイチエホフスキのことばを補足して述べると、社会主義計画経済のなかでの生産手段卸売商業の位置づけの問題は、計画と市場という全般的問題の一部であり、社会主義のもとの商品生産というすぐれて理論的な問題と関連している。したがって、この問題は生産手段の配分をいわゆる補給業にたよるか、それとも卸売商業をもつてするかの選択にとどまらず、社会主義計画管理制度のモデル選択の問題と深く関連している。私見によれば、現在のソ連、東欧諸国の計画管理制度は次の3つの型に分類される¹¹⁾。

第1型 ソ連、東ドイツ、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア

第2型 ハンガリー、チェコスロヴァキア(1968年まで)

第3型 ユーゴスラヴィア

これらの型は計画と市場の関係の点でいちじるしく異なり、それぞれ独自の型を構成している。われわれが国際シンポジウムでみた「一部経済学者」の見解は第2型の計画管理制度の反映であり、また、この制度を支える理

10) 同上、стр. 36—37

11) これについては、竹浪祥一郎「東ヨーロッパ諸国の経済改革をめぐって」、『世界経済評論』1969年第3号を参照。なお筆者は再度この問題を論じたが未定稿である(京大経済研究所レポート「社会主義計画経済の新傾向——経済改革の多様化をめぐって」1970年3月)。

論ともなっている。

このようにして、われわれは「生産手段の市場的流通制度」(この表現は厳密性を欠くが)にかんする見解を検討するところへきたが、国際シンポジウムにかんする資料はこの見解を述べた報告をふくんでいないので¹²⁾、クロト・シェンコがもっとも完全にこの理論をつたえるものとして名をあげたハンガリーの経済学者パール・シラージの論文¹³⁾を項を改めて紹介することにしよう。

2 パール・シラージの生産手段流通論

社会主義体制のもとで生産手段は商品でないという見解が長いあいだ支配的であり、そのため、社会主義体制のもとで生産物の品種(アソートメント)の問題は市場にたよることなく社会的欲求を知り、全国民経済的意義の評価に応じてこれらの欲求の充足度を確定することによって解決をみるとされた。しかし実際にそのようなことは実現不可能であることがわかった。生産課題にかんする精密な指令と市場の役割のきびしい制限は、生産が社会の欲求の規模、水準、構造に適応しえないという結果をまねいた。それにともない、生産と投資面の計画課題がそれに必要な諸手段の現実の手持ち量をたえず上回るということにもなった。一部の生産手段はつねに不足し、割当制が必要になった。この形態がいったん導入されると、現実の現象が一般化されて、生産手段は割当配給され企業と生産物はたがいに競争することなく価格は一定なのだから生産手段は商品でないというテーゼが打

12) 国際シンポジウムにかんする資料は前掲のほか、同じ雑誌のNo. 2, No. 3, 1970にあり、合計13の報告が掲載されたが、コレ、クリフをはじめ、これと同調する論旨をもった報告はない。

13) Pál Szilégyi, "Obrót środkami produkcji w nowym systemie zarządzania gospodarka narodowa na Wegrzech", 『Gospodarka planowa』 No. 2, 1969. シラージはハンガリー冶金・機械工業省経済・組織・計算技術研究所顧問である。『Gospodarka planowa』誌編集部はこの論文の掲載(転載ではなくオリジナル論文らしい)にあたって「まえがき」を付し、そのなかで次のように述べている。「われわれの見解によれば、本論文で示された生産手段流通にかんするモデル提案は若干の疑問をいだかせるが、わが国で展開されている計画と市場にかんする討論と関連して、これを紹介することは適切であると考える。これらの提案は、市場の役割についてのわれわれの理解に照らすと、消費手段流通組織によりよく適応し、生産手段流通には限られた程度でのみおよびうるようみえる。」なおクロト・シェンコがこの論文を指摘するにあたって雑誌名を《Господарско пла-НОВО》としている(《Материально-техническое снабжение》 No. 1, 1970. стр. 35)のは、誤植としても念がいりすぎる。

ちたてられた。

近年の理論討論は、生産手段が形式的だけでなく現実的にも商品であることを立証した。しかし同時に生産手段の商品的性格に特殊な内容を認めないと、反対の誤りにおちいることになる。生産手段のもっとも本質的な特徴は、それが基本的にいって生産部面内部にとどまるか内部流通部面にはいるかすることである。その買手の範囲は特殊で、一連のはあいきわめて狭い。需要は概して非弾力的である。発展した分業が生産手段流通における影響は消費資料よりもはるかに大きく、企業の特殊なプロフィールが生まれ、その変更はきわめてむつかしい。生産手段には技術上の成果がふくまれており、経済効率は生産手段の種類と利用度にかかっている。

生産手段の商品的性格と消費資料との本質的相違は、流通方法(輸送、貯蔵、仕分けなど)自体がこれを使用する企業の経済活動につよく影響する点にもある。

生産手段は特殊な商品である。その商品的性格は、価値法則作用の基本条件がどれだけ存在するかに応じて、それぞれ異なった「力」を有する。ここでは、生産者企業と需要者企業、それに補給・販売企業の分化の程度が本質的意義をもつ。その程度は組織形態、管理および物質的関心の形態に依存する。管理が非弾力的であるばあいは、企業が大きな自主性をもつばかりにくらべて分化の性格が異なる。

「要約すると、社会主义計画経済では、大量生産をおこなう大工業、発展した分業、企業の相対的分化は生産手段の商品への転化をひきおこす。活動対象の交換、工業企業間の協業は商品交換の形態をとる。この商品は特殊であり、商業の特殊な形態の適用を要求する。生産手段の商品的性格の発現は流通面での諸関係にいちじるしく依存し、また、価値法則の要求実現を多少とも促進する条件をつくりだしうる経済機構そのものにも依存する。」

こうして生産手段商業は、基本的にいって、国民経済計画にふくまれ相対的に分化した諸企業の活動対象の商品交換の形態で生産部面内部で実現される活動全体を包含する。その活動のなかで商業は生産者と需要者に、生産手段市場の変化にかんする情報を提供し、手持ちの在庫と予備を合理的に利用し、需要構造と供給構造の一致につとめる。商業は欲求をその発生段階で認識するだけでなく、商品の提示、広告、情報活動をつうじて注文に影響をあたえ、自ら欲求を形成する。このような生産手段商業は資材・機械補給とも消費資料商業とも同じものでない。

以上の論述のあとシラージは「生産手段流通の3つの理論モデル」を提示している。

1. 全面割当制的生産手段流通モデル。生産手段の商品的性格は現われないか、または形式的すぎない。企業の分化は小さく、その自主性は形式的である。このモデルは現実に社会主義建設の初期に存在した。

2. きびしく規制された生産手段商品流通モデル。生産手段の商品的性格は現われるが、一定の狭い範囲だけで、形式的である。国営企業は計画遂行のうえで一定の自主性を有し、自らの活動結果に物質的関心をもち、経済計算制は統制と簿記の用具であるだけでなく、活動の経済的效果の評価のために役立つ。生産手段商業の諸要素が現われるが、生産手段流通は中央計画にもとづいておこなわれ、企業による重要生産手段の入手は中央管理機関からの割当の枠内でおこなわれる。現行の経済制度に対応する。

3. 規制された市場モデル。生産手段の商品的性格は全般的である。商業機関は国民経済計画の枠内で生産手段流通にたずさわり、活動結果にたいする物質的関心の観点から自主的に経済活動をおこない、課題遂行方法の選択だけでなく、自らの計画課題の策定や市場の要求への弾力的対応、市場条件の形成のうえでも大きな自主性を有する。物質的関心の的は商業マージンの形でえられる利潤である。前記2モデルとちがい、純粹に理論的なモデルであり、現在の経済実践の批判的分析と客観的経済法則を考慮して構築されたものである。

以上の3モデルにおける生産手段商業の役割をみると、第1モデルではこれは単純な補助的機能をはたすだけであり、外国貿易と小売商業で扱われる生産手段を除けば、流通機関は商品の性格をもたぬ生産手段を受取り、引渡すだけである。これにたいして第2モデルでは、流通機関は売買のうえで一定の自主性をもつが、需要者企業は流通機関に必要量を申告する義務をおわされ、流通機関は供給者企業を指定し、あるいは中央機関の定めた割当量の枠内で需要者の注文を自ら実行する。第3モデルになると、生産手段商業機関は現実に生産手段を「あきなう。」

ところで、一般的に再生産過程のなかでの流通の機能について考察すると、流通過程は再生産過程の一形態であり、流通の基本的役割は生産物(生産手段、消費資料、物的サービス)をそれが使用される位置におくことである。その機能は、消費資料を生産者から個人的家庭経済にとどけること、生産手段を生産者から使用者へとどけること、国際分業の枠内で個々の国のかいだの交換を実現することである。これらの技術的、自然的機能は価値法則の作用、商品経済のもとで現われる次の3つの基本的機能と結びついている。

1. 流通はあらたにつくりだされた価値を実現する。
2. 流通は欲求充足のために生産者と使用者、生産物資源と購買力資源を結合する(均衡維持の機能)。
3. 流通は購買行為と販売行為を時間的、空間的に配列する(在庫の創造と利用の機能)。

これらの機能は、商品生産が存在するかぎり社会主義計画経済でも存在するが、その形態は流通モデルによってさまざまな性格をおびる。すなわち第1モデルでは、価値実現の機能は現われず、均衡維持の機能もとくに必要なく(中央機関の指令がこの役割をはたす)、在庫の創造と利用の機能は貯蔵の機能となる。第2モデルになると、これらの機能はひじょうに限られた程度ではあるが現われる。第3モデルにいたって、これらの機能は全面的に発揮される。ここでは商品経済に特有の機能が十分に発展する。生産手段流通にたずさわる商業機関は自主的に活動して欲求の決定(市場調査)とともに効率的な商品入手源の探求につとめ、こうしてはじめて最大の所得を達成することができる。需要者企業もまた生産手段卸売機関のきめた供給先からだけでなく、他の商業機関や外国貿易企業、あるいは直接に工業企業からも自由に生産手段を買うことができる。生産手段卸売企業はまた手工業者や個人の少量の需要をみたり、輸出入にたずさわったりすることもできる。さらに、生産手段商業を扱う社会主義諸国共同体の創設も可能である。(第1表を参照)

このように生産手段の流通にたずさわる組織の役割や性格も流通モデルによりさまざまであり、それらは第1モデルでは受領・割当の組織、第2モデルでは補給・販売の組織、そして第3モデルでは生産手段商業の組織である。

現在、ハンガリーをふくむ社会主義諸国の経済を特徴づけるのは、商品・貨幣関係の役割が増大し価値法則の作用がより完全、自由になりつつあることである。このような条件のもとでは、生産手段流通組織の商業企業への転化の過程が必然的である。補給の機能が商業の機能に転化しつつある。こうして、第2モデルから第3モデルへの移行がおこっている。この過程のなかで

- 課題遂行のうえでの企業の自主性が増大し
- 国民経済計画の枠内で自らの課題を具体的に決定するうえでの企業の自主性が増大し
- 生産手段市場の調査、研究、育成により企業活動の効率が向上し
- 市況への企業の弾力的対応がつよまり
- 商業特有の経済単位間の情報交換が徐々に中央の

行政的指令にとって代わり

—生産手段在庫の不足ないし過剰および流通速度の変化による不均衡についても価格とマージンの変化がこれをつたえ

—刺激が商業活動の結果と結びついていることから、活動結果にたいする関心の領域がまし、その性格が変化し

—社会主義体制に照応した特殊な性格の商業的インシャティブの雰囲気が生まれ

—生産手段流通の分野における国際協力(とくに社会主義諸国間の)の領域がひろまり

—生産手段流通における仲介的商業組織の比重が減少し、生産者企業と需要者企業とのあいだの直接的結合の比重が増大する。

これら3つのモデルは生産手段流通の3つの継起的発展段階にはかならない。われわれは生産力と社会的生産関係の自然発生的発展の証人であり積極的参加者である。わが社会主義経済は発生と初期的発展の諸段階をすごしてきていたが、それは実際には社会主義の基礎建設の段階と一致し、部分的には社会主義体制建設完了の段階とも一致していた。この第2段階を急速に完了し、また共産主義の基礎建設へ移行するためには、経済的余力の最適利用とその完全な動員が必要である。これは、計画指令と割当配給の制度から規制された市場機構の利用の制度へ移行することによって可能である。生産手段流通においては、これは第2モデルから第3モデルへの移行に照応する。

第1表 3つのモデルにおける生産手段流通組織の機能の性格

機能	第1モデル	第2モデル	第3モデル
実現	計画的配給(ときとして販売の形態をとる)、価値法則の役割は最高度に補助的	計画による商品の販買、価値法則の作用は大幅に制限	価値法則の作用を利用した計画指令ぬきの商品販売
均衡の維持	計画指令の受動的遂行、資料の収集と集計	相対的自主性、計画指令の枠内での物質的関心	生産手段市場の自主的調査、市場への働きかけ、自らの活動結果にたいする物質的関心
在庫の創造と利用	貯蔵、保存、仕分け	厳格な中央計画指令の枠内での在庫の創造と利用	最小限の制限のもとでの自主性と活動結果にたいする物質的関心にもとづく在庫の創造と利用
行政的機能	国家のための義務的供給の組織、厳格な全面割当制的分配	割当物資の購買と販売、未利用在庫の集荷と流通への再度の投入	国民経済にとって基本的意義をもつ若干の生産物の割当制的流通の範囲はきわめて狭い

資料 『Gospodarka planowa』 No. 2, 1969. str. 56

3 経済改革と資材・機械補給の現状

これまでにはだ不完全ながら東欧諸国における資材・機械補給と生産手段卸売商業をめぐる所説と問題状況をみてきた。そのなかでわれわれはハンガリーで有力な見解(同国がこの線一本でまとまっていると考えるのは誤った単純化だが)の紹介に意識的に多くの紙数をさいた。それは、こうした見解が、ソ連誌のトビリシ国際シンポジウムの取扱にもみられるようにとかく継子扱いされがちで、わが国の研究者の目にふれる機会がすくないが、しかも一方でこれらの見解は理論的にも興味あるものをふくんでおり、検討に値すると考えてのことであった。さらに、生産手段卸売商業にかんする「一部の学者」の説は経済改革をとおして現実のものとなっている。すなわち、すでに述べたように、ハンガリーの改革は「新説」の具現であるといってよい。そこでわれわれは次にハンガリーの経済改革、とくに資材・機械補給から生産手段卸売商業への移行の方針の概要とその具体的結果をみるとし、これとあわせて、さきの国際シンポジウムでは一応「多数説」賛成とみなされていたボーランドにおける資材・機械補給制度の歴史と改革の実状を紙数のゆるすかぎり叙述することにしたい。

a. ハンガリー

この国では、周知のように、1968年初めから画期的な経済改革が実施された¹⁴⁾が、ここでは資材・機械補給問題に焦点をおいて述べよう。

ハンガリーの経済学者O・ガドーによると¹⁵⁾、改革の方針の策定にあたって基礎とした、過去の経験の批判的分析はおよそ次のようなものであった。

改革前の資材・機械補給制度は国民経済計画制度の有

14) ハンガリーの経済改革についてもっともまとめた解説は István Friss (red.), *Reform of The Economic Mechanism in Hungary* (Budapest 1969)。資料集としては《Новое в планировании и управлении народным хозяйством в ВНР》(Москва 1969)。邦文では岡・竹浪・山内『社会主義経済論』(筑摩書房 1968年)第9編、岡稔「ハンガリー新経済制度」(『経済研究』第19巻第1号)、安平哲二『ソ連・東欧の経済改革』(日本国際問題研究所、1968年)第3編など。改革の進行状況の問題点については、Economic Reform in Hungary—Twenty Five Questions and Answers, Budapest 1969. Experiences of the Economic Reform in Hungary—Twenty Questions and Answers, Budapest 1970. J. Kleer, *Reformy gospodarcze w krajach socjalistycznych*, Warszawa 1969. K. Krauss 『Zycie gospodarcze』紙上の一連の現地ルポルタージュなどが大いに参考になる。

機的部分を構成しており、主要な生産手段はすべてこの制度のもとに中央集権的に配分されていた。その品目数は1954年には2,400にのぼったが、それ以後減少して1955年に900、1957年に350となり、1966年には約400品目(うち原材料308、軽工業製品24、食糧39、農産完成品29)であった。なおこれらの生産物が国産ないし輸入原材料中で占める比率は50%以上となっている。

計画化にあたっては物材バランスが作成され、生産手段割当の行政的用具となっていた。これにもとづき個々の企業にたいして生産目標(指令)の達成に必要な生産手段が割当てられるわけだが、この方式には根本的な欠陥があった。第1に生産目標は総生産高だけでなく主要生産物について品目別に物量表示でおろされる。しかし企業で現実に生産される具体的な生産物はもっと詳細な品目・品種の形をとっている(たとえば男子用純毛冬物服地といつても種類は何十何百とある)。したがって大分類の品目別に計算された生産手段(たとえば紡糸)は現実の必要量と一致しない。もちろん計画化にあたって一定の品目構成を想定するが、それがそのまま実行されるという保障はない。企業は生産目標としてあたえられた品目別指標の枠内で具体的な生産物の種類を決定する。そのさい決定の基準となるのが生産目標達成難易度であるにせよ、予想される需要の構造であるにせよ同じことである。生産手段の割当・補給がそこまで先回りして計画化しえない以上、割当量と必要量との不一致は避けられない。さらに原材料の割当が企業にたいする生産目標の下達以前になされるのが普通なので、当初の企業の生産見込を上回る目標をあたえられるばあい、不一致は決定的となる。資材の追加割当請求がピラミッド型の官僚機構を下から上へ、認可が逆に上から下へおりてくるまでには長い時間を要し、そのあいだに企業にはまた新しい事態がおきることは避けられない(たとえば計画目標の改訂はめずらしくない)。

そこで工業企業(とくに製造業)としてはたえず生産手段(とくに原材料)「欠乏症」にかかり、どんな事態にも対処できるようにできるだけたくさんの生産手段を在庫としてかかえこむことになる。至上命令である生産目標達成のためにはこれもまたやむをえないことであった。

こうして、中央集権的な生産手段割当制度—資材・機械補給制度—は生産手段の不足を解決するどころか

15) O. Gadó, "The New System of Trade in Production Goods" I. Friss(ed.), op. cit. chapter V. pp. 105-132. 以下の論述は主として本章、ならびに同じ著作の他の章によっている。

(もともとこの制度がとられたのは全般的な物資不足の条件においてであった), 逆に工業企業が余分な在庫をもつことをよぎなくさせることによって、生産手段の不足を促進したのであった。この結論が早くからソ連のネムチノフらによって指摘されていたものと同じであることは注目に値する。

以上の結論をもとに 1968 年初めから実施にはいった新制度は次のようなものである。

資材・機械補給計画にもとづく生産手段の割当制度は、国民経済計画を細分化し義務的計画指標として企業における(break down)方式とともに廃止され(両者はウラハラの関係にあることは説明を要しない), 企業間の基本的に自由な直接的市場関係をもとにした商業機構がこれにとって代わる。これにともない, 工業企業は例外的なばあいを除いて, なにを, どれだけ, どんな仕方でつくるかを自主的に決定することができ, そのために必要な生産手段の種類, 数量, 入手先を自主的に決めることができる。企業はできるだけ経済効率を高めて大きな所得(利潤)をえるように以上の諸要因を決定する。

このように工業企業は生産手段の入手と生産物の販売の両面で大幅な自主性をもち, これらについて他企業と契約を結ぶ自由をもつが, さらにこれを保障するものとして複数流通チャネル制度が実施された。この制度のもとでは, ある生産手段の取扱いについて特定団体に独占権があたえられていたこれまでのやりかたに代わって, 企業は一方で必要とする生産手段を他の工業企業からでも, 専門商業企業その他の商業企業, 外国貿易企業のいずれからでも買うことができ, 他方では自らの生産物(生産手段, 消費資料を問わず)を直接に他の工業企業へも, 国内卸売企業, 小売企業, 個人消費者へも売り, 外国貿易企業をとおして輸出にだすこともできる。そこで当然, 各企業のあいだでは競争がつよまる。その競争を健全なものにするために, トラスト¹⁶⁾の多くは解散され(残ったものは 6 ト拉斯, ほとんどが垂直的構造をとる), また工業企業, 専門商業企業, 卸売企業が他の業者や消費者が工業企業から直接購入するのを妨害したり, 販路を決めたりするための協定を結ぶことは, 所管省の許

16) ハンガリーでは 1962—63 年に大規模な企業の再編成がおこなわれ, その結果, 1,500 もあった企業が統合により 250 に減少した。そのうちの一部は大工場を主体にした企業, 他の一部は生産工程で結びつく数個の企業と研究施設, 設計事務所を傘下におさめる「合同企業」(単位企業は独立性を失わない)で, これら 2 種類の企業は省に直属する。このほか協業生産をおこなう諸企業についてはこれを指導するためのト拉斯が設けられ

可をえたばあいを除き禁止されている¹⁷⁾。

先に述べたように生産手段の売買は生産企業とこれを使用する工業企業とのあいだで直接におこなわれるのはもちろんだが, 一工業部門の生産物品目が広汎にわたるばあいや生産者企業や需要者企業の範囲が広いばあいにそなえて, 専門商業企業(specialized trading enterprises)が新設された。その多くは, これまで stockpiling enterprises と呼ばれていた特定製品の独占販売機関を再編成したもので, 行政的機能をまったくもたず, 既存の卸売商業企業などと競争して生産手段の売買に従事し, 委託業務や代理業にもたずさわり, 外国貿易に進出することを認められる。このさいあらたに定められたマージンの率は stockpiling enterprises が受取っていたものを数倍上回り, 正常な運営のもとで適正利潤がえられるようになっているが, 同時に, 固定・流動フォンド使用料は stockpiling enterprises に比べて数倍引上げられ, 工業企業なみ(当初価値の 5%)となった。これを第 1 表の第 2 モデルの特徴と対比せよ。

ハンガリーは貿易依存度が高く, 国民所得の 3 分の 1 以上が貿易の経路をとおって実現されているので, 生産手段の売買も外国貿易との結びつきを強めざるをえない。そのため, 公定為替レートと別に外貨換算率が定められ(対資本主義諸国は 1 ドル=60 フォント, 対社会主义諸国は 1 ルーブリ=40 フォント), 工業企業は生産物の輸出代金として実際の獲得外貨にこの換算率を掛けたものを受取り, 輸入生産手段の代金として外貨表示価格に同じ換算率を掛けたものを支払う(もちろん外国貿易企業が仲介するばあいには手数料を差引き, ないし加算して)。こうして工業企業は製品の販売だけでなく生産手段の入手にあたっても国内市場のほかに外国市場をつねに念頭におき, もっとも有利な取引をめざして販売先・入手先をそれぞれ対比較量することになる。また一部の工業企業(主として機械工業企業)には自ら製品を輸出する権限があたえられ, ばあいによっては直接に生産手段を輸入する権限もあたえられた。同時に, このような権限

た。なお同時に, 省と企業の中間の環になっていた中央管理局は廃止となった。

17) 新制度では企業がいくつか集まって共通の事業をいとなむために「連合体」(union)を結成することができる。これは任意加入の団体で, 事業目的は单一(たとえば技術進歩)でもかまわないし, 一企業がいくつかの連合体に加入することもできる。連合体の創立は所管大臣の認可と登録が必要である。この性格はユーゴスラヴィアの企業連合体に類似しており, 類似のものは他の東欧諸国やソ連には存在しない。

をもたない他の工業企業は外国貿易企業とのあいだで委託販売、利潤参加、プールなどの契約を結ぶことができるようになった。そのほか、専門商業企業が外国貿易に参加することが認められ、外国貿易企業もまた国内商業にたずさわる資格をあたえられている。

このように生産手段の流通が資材・機械補給の性質を失い、商業的色彩を濃くしてくるにつれて、価格体系もまた変化する。この点で重要なのは①貿易価格と国内価格とのシンクロナイズ②より弾力的な価格体系の形成であるが、前者についてはすでにふれたので、以下では後者について述べる。ハンガリーでは生産手段、消費資料いずれについても、4種類からなる新価格体系が実施された。第1は国家固定価格で、従来に比べて社会的必要労働量をできるだけ反映するという点で改訂がほどこされたが、国家によって定められ固定的であるという点ではこれまでの価格と変わりない。第2は最大限価格で、上限だけが規制され下方へは自由に変えられる。第3は制限ないし伸縮価格で基準の上下5%(品目によっては10%)の枠内で取引者相互間で自由にきめられる。第4は自由価格である。品目別では、第2表にみるように燃料、電力、主要原材料、中間生産物、基礎化学製品の多くについては固定価格ないし最大限価格であり、加工工業生産物の多くは自由価格である。条件がととのうにつれて、最大限価格→制限価格→自由価格の移行をめざしている。このような価格体系の複雑化は、比較的低い価

第2表 国産原材料、主要中間生産物および加工工業製品の生産者価格(生産高中の%)

	固定価格	最大限価格	制限価格	自由価格
I. 国産原材料 中間生産物				
エネルギー源	75	10	—	15
その他の鉱産物・重工業用原材料	10	25	—	65
冶金生産物	—	85	5	10
紡糸	—	75	—	25
皮革	—	60	—	40
珪土・建材	—	40	—	60
木材・製紙原料	10	30	—	60
合 計	30	40	2	28
II. 加工工業製品				
化学製品	10	35	5	55
機械工業製品	—	30	5	65
織物・衣類	—	10	—	90
木材・製紙工業 完成品	—	—	—	100
建設用構造物	—	—	—	100
食料品	5	5	5	85
合 計	3	16	3	78

資料 István Friss, Reform of the Economic Mechanism in Hungary, pp.148-149.

格の適用をうける基礎原材料部門と需給により価格が変動する加工工業部門とのあいだに不均衡が生じないかなどの問題をはらんでいる。

以上のような生産手段流通制度とその運用が経済機構全体および経済情勢と不可分であることはいうまでもない。したがってこの新しい制度がうまく働くためには、国民経済全体での均衡確保のために十分な制度的保障と政策的措置がとられなければならない。そういうものとして第1に国民経済計画があり、長期(15-20年)、中期(5年)、短期(1年)についてそれぞれ作成される。長期計画では長期的な構造変化、発展トレンド、中期計画ではそれらの精密化、国民所得の消費と蓄積への配分、部門別・地域別構造変化、技術進歩の方向が規定されるが、いずれも義務的指標として企業レベルへおろされる(break down)ことがない。短期計画は主として中期計画で予想されなかった短期間変動にかんする措置をふくみ、詳細な価値的・物量的指標をふくまない(1968年度計画は過渡的に若干のマクロ的数値をふくんでいた)。

次に経済均衡の確保にとって重要なのは、いわゆる経済レギュレーターである。これは企業にたいする課税ないし収益からの国庫納付金の率、価格形成の準則、減価償却の率と配分方法、融資条件、関税、外貨換算率、基本貨率など、財政政策、価格政策、金融政策、貿易政策、賃金政策など各方面にわたる指標であるが、企業が遂行すべき目標ではなく、企業が活動する「環境」を規定する基準指標、いわば企業の活動基準である。これらの経済レギュレーターは安定的で、一定期間(すくなくとも数年間)不变でなければならず、その適用期間とあわせて中期計画のなかにもられる。

そのほか、均衡維持のために必要なばあいには行政的な指令的措置も予定されている。しかし、従来この種の措置がとかく濫用され常態化していたことをいましめ、生産物のある種の品目の不足のような部分的不均衡の発生のばあいは、市場(国家により規制された)をつうじて均衡回復につとめるべきだとされている。

また以上の建前にたったうえで、新制度への移行のための暫定措置としていくつかの制限措置が実施されている。生産手段にかんするそのような措置としては次のようなものがある。

(1)割当制度。需要供給の均衡が経済レギュレーターによって達成されないとばあいに適用される。ただし、割当を受けたからといってその生産物の購入に必要な資金まで自動的に保障されるわけではなく、割当を受けた企業が必要な資金をもっていなければ購入できない。ま

た割当は価値、物量いずれかでなされるが、品種、価格、品質、引渡期日などは、一般生産物のばあいと同じく、当事者間の引渡契約によって定められる。全面的な割当が必要ないばあいには特定の企業についてのみ割当を実施することがある。1968年に割当の対象になった生産物は、エネルギー源5(割当をうける企業数25)、化学製品8(26)、製鉄業製品2(5)、非鉄冶金工業製品4(19)、機械工業製品3(5)、紙製品2(4)、皮革製品4(4)で、合計28の生産物に割当が実施され、対象企業数は88であった¹⁸⁾。

このほか輸入品の使用を制限するための輸入割当、輸出を一定枠内におさえるための輸出割当の制度がある。1968年に前者の対象となった生産物は原材料15品目(同一生産物の取引高中で比率12%)、農産物6品目(53%)、後者については原材料16品目(32%)、機械工業製品2(10%)、軽工業製品2(1.4%)、農産物2(28%)であった¹⁹⁾。

割当をうけた工業生産物が国内取引高中で占める比率は3—4%，輸入割当をうける原材料が原材料輸入総額中で占める比率は10—15%とみられている²⁰⁾。

(2)強制契約制度、新制度のもとでは特定の企業間で契約を締結すべき義務はなくなったが、供給者企業の契約締結拒否が国民経済に重大な損害をあたえるおそれのあるばあいには、契約締結が強制される。一方買手側がそれを義務づけられることはない。なおこのばあい、当該部門で一般的に適用される規則にからずしもとらわれずに価格、引渡条件、支払条件を当事者間で取決めることができる(国家固定価格の順守、支払は商品引渡後30日以内など例外的な強行規定がある)。

(3)特定流通チャネルの強制。一部の主要食糧のように全国的な供給の安定をはかるために、あるいは多くの生産者から生産物をさまざまな価格で買付け、固定価格で需要者企業に販売する必要があるばあいなどには、複数流通チャネル制度の適用をはずして、特定の流通チャネルが強制される。

(4)使用禁止リストの公布。不足物資を備蓄するためのものだが、実例はない。

18) O. Gadó, op. cit., p. 127。なお企業で割当生産物を数種類使用しているものもあるので、対象企業数は実際にはもっとすくない。なお割当生産物の名称および同生産物取引総額中の比率についてはO. Gadó, op. cit. p. 131の表を参照。

19) O. Gadó, op. cit. p. 127.

20) В. Голубева, Хозяйственная реформа в Венгрии, «Плановое хозяйство» No. 9, 1969, стр. 76, O. Gadó, op. cit. p. 267.

以上みたようにハンガリーの生産手段流通制度が他の東欧諸国、ソ連のそれといちじるしく異なることは明らかである。他国に例をみないほど大きな企業の自主性、資材・機械補給に代わる生産手段商業の支配的役割、彈力性の大きな価格体系、国民経済計画のあらたな地位づけは、従来存在しなかった生産手段流通モデルを生みだしている。

このような制度ははたして理念どおりに運用され、所期の成果をあげているのであろうか。1968年以来の4年間の実績からみて、それがもはやたんなる実験の域を脱し、ハンガリー社会主義計画管理制度の構成部分としてかなりの程度定着したことは否定できない。類似の改革が実施された1966—68年のチェコスロヴァキアとは異なり、卸売物価、消費者物価ともにいちじるしい上昇とともになうことなしに比較的安定した成長が達成され、とくに生活水準向上のうえでめざましい成果があがった。問題は投資面にあり、この分野での合理的な投資配分、投資効率の向上にはなお重大な欠陥があるといわれ、それも一部原因して技術進歩、労働生産性の向上が予想を下回り、結局のところ経済の外延的な発展方式から内包的な発展方式への切替えが十分にすすんでいるとはいえない。そしてまさにこの投資部門こそが、生産手段流通制度に強く作用する市場原理(機械・設備も原材料と同じく企業間で基本的に自由に売買される)とともに中央規制の強い投資資金配分の分野で作用する計画原理²¹⁾とがきわめて複雑に交錯する場である。この分野の考察をふくめ、ハンガリーの生産手段流通制度と計画管理制度全体を検討することはあらためてべつの機会にゆずらざるをえない。

21) ハンガリーの投資制度は決定レベルからみると国家投資と企業投資に分かれる。前者は経済構造を変えるような大規模投資につき国家資金でおこなわれるが、利子付で部分的に償還を要する。1968年には全投資の約50%であったが、比率は低下している。後者は企業が自己資金(減価償却金と利潤を財源とする企業発展基金)と銀行融資により自主的に立案するものである。銀行融資は長期(6年)、中期(36カ月未満)とあるが、前者については償却期間と予想利潤、後者については返済能力が融資決定の選択基準となる。長期融資については、国家計画委員会、財務省、中央銀行、投資銀行の四者からなる委員会が総枠と6部門ごとの枠(工業—建材工業と食料品工業は小枠を設ける—、農林業、建設業、交通、商業、地方自治体)を設定、銀行がこれらの枠内で上記の基準により融資プロジェクトを決定する(I. Friss(ed), op. cit. pp. 173—177, E. Ruchlewski, Wegierski system iwestycyjny, «Zycie gospodarcze» No. 34, 1968).

b. ポーランド

この国の現行の生産手段流通制度は50年代末にだされた「資材・機械補給物資の改善にかんする政府決定」(第208号、1959年7月2日)で大枠ができ、その後部分的修正が繰返されながら現在にいたっている。それ以前は極度の中央集権主義の時期にあたり、工業省と中央管理局の補給機関が主要な資材・機械をすべてその手ににぎって企業への配分をおこなっていた。中央割当される生産物の種類は2,000にのぼり、補給機関は所管の生産物をいかにして多量にあつめ、いかにしてあますことなく企業に割当てるかに熱中し、企業が資材を必要とするかどうかにおかまいなしに、引渡契約の締結が強制された(省と省のあいだにも)。いわゆる「十月」の政治的転換は1956—57年に広汎な経済改革の構想²²⁾を生み、その一部が実施に移されたが、前記政府決定はその線に沿うものであった。当時の改革方針は次のとおりである。

- (1) 取引を経済原則に立脚させる
- (2) 販売機関の役割の向上と補給にたいする責任の強化、行政的補給機関の機能縮小
- (3) 割当制を必要な範囲に限定する
- (4) 「リーダー工業合同²³⁾」制度の導入

以下では60年代以降の生産手段流通の計画管理制度の概略をみよう²⁴⁾。

資材・機械補給計画の作成方式は10年来ほとんど変わっていない。資材計画は、中央割当の生産物、中央割当はされないが需要が急激に変化するか大量に消費される資材について、企業レベル、工業合同レベル、省レベルで作成される。それは基本的には単位あたり資材消費基準に生産高(物量表示)を掛ける仕方で作成され、最初

22) これについては竹浪祥一郎「ポーランドの1956—57年経済改革テーゼ」、『桃山学院大学経済学論集』第9巻第3・4合併号(1968年)を参照。

23) 1958年に行政機関である中央管理局が経済団体である部門別の「工業合同」(Zjednoczenie)に再編成されたが、そのうちのいくつかのものは他の工業合同に所属する企業や地方国営工業企業、協同組合などで同種の製品を生産する企業を一定の範囲内で指導する権限をあえられ「リーダー工業合同」(Zjednoczenie wiodace)とたよばれている。(Mala Encyclopedia ekonomiczna, Warszawa 1962, str. 760—762を参照)。

24) 制度の叙述は次の文献によるところが多い。K. Witkowski "Gospodarowanie środkami produkcji," Polityka gospodarcza Polski Ludowej, 1, wydanie drugie, Warszawa 1962. Economika przemysłu, Warszawa 1966. Economika przedsiębiorstwa przemysłowego, wydanie zmienione, Warszawa 1965.

は第3・四半期に翌年度の国民経済計画策定の基礎資料として、次は年末に国民経済計画確認後に詳細な補給計画として作成される。各レベルのあいだで調整のための協議がおこなわれることはいうまでもない。また機械設備補給計画は投資計画の枠内で作成される。資材・機械バランスがまず各省で作成され、国家計画委員会で調整されるのは他の社会主義諸国と同様である。中央割当される資材の種類は第3表にみるように50年代後半から

第3表 割当制を適用される生産物種類の数

割当機関	1955	1960	1965	1967	1970
閣僚会議	505	16	12	11	—*
計画委員会	36	—	37	1	—
省	1.032	322	369	106	103
工業合同	—	—	—	192	88
合計	1.575	338	418	310	191

* 閣僚会議は若干の資材(1970年=40種)の配分の一般的方向(枠)だけを確認する。

資料 T. Wojciechowski, Planowanie zaopatrzenia—tradycje a rzeczywistość, Gospodarka planowa, No. 5, 1970, str. 12.

減少し、一時逆転したが60年代後半ふたたび減少、1970年には191となっている。そのさい割当の主体が閣僚会議、計画委員会レベルから省レベル、工業合同レベルへと非集中化していることが注目される。なお割当制により配分され補給計画にふくまれる原材料が購入原材料総額で占める比率(価値表現)は約20%、協業関係が結ばれているばあいの取引を控除して計算して約35%である²⁵⁾。このように補給計画は資材のごく一部しかふくんでいないのが現状である。

割当されない物資については、①生産者企業と需要者企業とのあいだの直接取引、②工業合同の販売課(部)、地方倉庫企業、卸売企業を仲介とし現物は生産者から需要者に直接引渡される中継取引、③現物がいったん商業企業に売渡されたうえで需要企業に売られる倉庫取引のいずれかによる。①は機械・設備のような少量生産のもの、重量、容量がかさみ輸送が困難なもの、石炭、鉱石、化学肥料のように品種の多くないものに多く適用される。②は需要家が多数な物資にもちいられ、納品書、請求書などの書類が直接に生産者・需要者のあいだで授受される方式と、決済が仲介者と生産者・需要者のそれぞれとのあいだでおこなわれる方式(決済取引)がある。③は多数の需要者が比較的少量の物資を買あいに多く適用

25) T. Wojciechowski, "Planowanie zaopatrzenia—tradycje a rzeczywistość", Gospodarka planowa, No. 5, 1970, str. 12.

されている。このばかりの商業企業は補給商業中央管理局所属の地方倉庫企業などである。1969—70年の資材流通における各種取引方式の比率は第4表のとおりで、倉庫取引の比率が他の社会主義国(たとえば東ドイツ)に比べて低いことが指摘されている²⁶⁾。

第4表 1969—70年のポーランドの資材流通の構造(%)

流通形態 ＼ 労働対象	合計	協業をのぞく	石油製品の 協業および 農産物をの ぞく
直接取引	41	34	36
中継取引	40	45	48
うち決済取引	30	23	20
倉庫取引	19	21	16

資料 T. Wojciechowski, "Wpływ obrotu materiałowego na kształtowanie się zapasów w gospodarce narodowej", *Gospodarka planowa*, No. 2, 1971, str. 80.

このようなポーランドの生産手段流通制度にはかつてのハンガリーのばかりと本質的に同じ問題が生じている。ひとつは補給計画と実績とのくいちがいがあまりに大きいことである。A. アダメクが引用する一流通関係機関の手になる表は6需要家についての数字を示しているが、6件の合計をみると年初の計画在庫4.471トンにたいして実際の在庫は6.048トン、補給計画による消費量29.150トンにたいして実際の消費量は20.116トン、期末の補給計画の在庫4.585トンにたいして実際の在庫は6.679トン(生産物の品名は不明)となっており、個々の需要家についてみても、全項目とも計画と実績が大きくかけはなれている²⁷⁾。これについてウォイチエホフスキは流通組織の「需要分析をおこなう意欲と能力の欠如」を非難し、非割当物資のほうまだ事態が良好だとまで述べている²⁸⁾。

さらに現行の資材・機械補給制度の欠陥をもっともよく示しているものとして資材の「第2次流通」の問題がある。すなわち、割当をうけた企業がその余剰分を他企業に売渡す行為が広く普及し、これが不適切な割当を修正する結果となり、おかげで工場が休止することなく動いているというのである。もちろん資材の「横流し」にたいしてはきびしい制限と罰則が定められているが、近年はめったに適用されることなく、他の諸規定により実質的に骨抜きとなっており、1968—69年に「第2次流

26) T. Wojciechowski, "Wpływ obrotu materiałowego na kształtowanie się zapasów w gospodarce narodowej", *Gospodarka planowa*, No. 2, 1971, str. 81.

27) T. Wojciechowski, "Planowanie...", str. 13 より再引用。

28) op. cit. str. 14.

通」は鋼材取引高の約15%, 木材取引高の10%, 紙取引高の6%に達すると推定されている。「割当制が厳格に守られるならおよそ工業は機能しないだろうということは、補給関係従業員ならたれの目にも明らかである³⁰⁾」とすれば、割当制を中心とする現行の資材・機械補給制度を維持する必要ははたしてあるのだろうか。

さらにハンガリーのばかりと同じく、補給計画の作成には総合指標がもちいられ、細かい品目ごとの実際の資材消費量とのくいちがいが避けられず、しかも生産計画の修正はそれに関連した補給計画の修正をもたらし、補給計画の修正はふたたび生産計画の修正をせまる結果となり、この種の循環をたち切って諸要因を同時的に決定することは技術的に不可能である。

では、以上のような重大な欠陥をともないながら資材・機械補給制度がこのように広範囲にわたって根づき、その廃止と新方式への切替が困難なのはなぜであろうか。ウォイチエホフスキはその基本的原因として次のものあげている³¹⁾。

1. 「計画経済は、課題と手段の諸量を完全に内的にシンクロナイズし、適切な諸手段を(適切な量で)利用されるべきところへ流入するように精密に組織することを特徴とする」という考え方。このような考え方に対しては、計画と補給バランスはいずれも指令として作成されなければならない。また補給バランスが計画作成の一用具ではなくに指令となるなら、バランス実現のために割当制を実施し、バランスを生産手段配分計画と同一視することへはあと一步である。このような見方はいまなお過去のものとなっておらず、現在依然として、すべての基本的生産手段の指令的配分ぬきの計画は存在しないとする人々がすくなくない。

2. 計画化の制度・方法・技術が社会主義経済の高い発展速度にかなはずしもついてゆけず、とくに生産課題とそれらの課題の実現のための諸手段とのあいだに多くの内的緊張を生みだしている。最高の成果をあげるためにの計画方法として「最大限緊張の理論」さえ主張されたこともある。いずれにしても、一部の生産手段の不足をもっとも容易に解決するためには不足物資はすべてできるだけ細部に立入って行政的に配分すべきだというのである。この見解もまた現在なお多くの信奉者を有している。

29) T. Wojciechowski, "Problemy planowego podziału środków produkcji", *Gospodarka planowa*, No. 6, 1971, str. 34.

30) op. cit. str. 34.

31) op. cit. str. 32-33.

3. 長年実施されてきたことからくる割当制にたいする「慣れ」が中央計画管理機関にも一部の生産手段流通組織にもはなはだ根強い。現在この種の業務に従事する者の数はポーランド全体で5万人にのぼると推定され、これらの人々が比較的らくな従来の仕事を放棄し、需要分析をもとにした新規分野の開拓に二の足をふむという心理的状態は容易に想像できる。

このほかウォイチエホフスキは「別個の原因としてはあげないが」とことわって、「生産手段の非商品的性格の理論」の影響を指摘している。

以上の説明はポーランドについてだけでなく、他の社会主義諸国をふくめていわれているが、現在のところ一応もっともらしくみえるのは第2の要因——一部生産手段の相対的不足——だけである。しかしこの要因もまた、すでに述べたように、一部の企業が「万一にそなえて」必要以上のものを買込み蓄える傾向、一部で不足、一部で過剰を生んでいる品目別計画化の誤り(「第2次流通」の存在)、流通網の不備によるものであり、一部生産手段の不足はじつは「見せかけ」の不足だというのである。

こうして閣僚会議付属計画委員会部長の要職にあるウォイチエホフスキはポーランドにおける現行の生産手段流通制度の重大な欠陥をみとめつつ、次の改革原則を提案している³²⁾。

1. 国民経済全体を決定する生産手段(ポーランドのはあい石炭、石油、鋼材、木材など)の基本的な用途(消費、生産ないし国民経済部門)および輸出への配分はマクロ経済的規模でおこなうべきである。しかしそれは細部にわたる割当制となってはならない。

2. 細部にわたる割当制は次の特定生産手段にかぎるべきである。

——バランスの一部「投入」項目に不安があり(新規投資、輸入の不安定)、計画を適当に整合しえず、緊張したバランスを意識的に策定したばあい

——一部の生産手段について浪費現象が広くみられ、対象のひとつとして一時的に割当制を実施することが承認されるばあい(例—セメント)

——需要者側の所管官庁の数が多く、生産者側の所管官庁もまた決定的な需要者となっていないばあい。

3. ある物資を割当制からはずすにあたっては、流通機関が生産手段商業への移行にたえうる能力(とくに需要分析の)をもっているかどうか事前に十分に調査する。

4. 流通組織の改善、とくに資材卸売商業の発展。割

当制を必要とする事情(見せかけの不足)を明らかにする。

5. 一部物資の真の不足の原因を取りのぞくために資材バランスと計画の内的整合を高めるための作業をつづける。

これらの原則に立って、全般的な配分方向を定めるべき若干の資材の数を比較的固定化しつつ、細部に立入った割当制を適用すべき資材の数をしだいにへらし、計画の内部整合ができしだいこれを全廃する、というのが今後の方針にかんする提案である。

以上略述したポーランドの生産手段流通制度をハンガリーのそれと比較するなら、すくなくとも次のことが指摘しうるであろう。

第1に、解決をせまられた両国の問題点はおどろくほど酷似している。いずれのばあいも従来の割当制にもとづく資材・補給制度の根本的な再検討と再編成が現実の経済発展の要求として提起されている。それはたんなる手直しではなく、過去の計画管理制度全般に関連するものであった。同時にそれはまた生産手段の商品的性格の承認をふくむ、これまで支配的だった社会主義経済観の修正とも結びついている。

第2に、しかし、現状からの脱出の方途については若干の相違がある。ハンガリーにおいてはいくつかの例外的なばあいと過渡的な暫定措置をべつとして生産手段の流通は工業企業、商業企業間の自由な取引の対象とされ、市場機構と競争原理をできるだけ利用した合理的経営運営が追求されている。企業にたいする国家の経済指導は基本的にいって間接的施策にかぎられ、やむをえない緊急のばあいにはじめて国家の直接介入を発動する余地がのこされる。これにたいしてポーランドにあっては、資材・機械補給制度の全面的再編成をめざしながらも、その実施は漸次的で、重要資材の大筋での(細部にわたらぬ)計画的配分は維持すべきものとされる。ハンガリーではすでに実施に移り、ポーランドでは提案になおとどまっていることを一応度外視すれば、相違点よりも類似点を強調し、同じ目標をめざす、急進的方式と比較的漸進的方式との共存について語ることができるかもしれない。しかし計画管理制度全体との関連でみると、両国の生産手段流通制度の違いは社会主義経済運営のモデルの違いに帰着すると結論せざるをえない。パール・シラージ論文とこれにたいするさまざまな評価はその現われである。こうした異なったモデルの存在がどこからくるのか、各国の歴史的発展(民族性)、経済理論上の不一致といかに関連するかは今後の研究課題であろう。

【竹浪祥一郎—桃山学院大学経済学部】

32) op. cit. str. 36.